

第2次大阪府教育振興基本計画

前期事業計画

(令和5年度から令和9年度まで)

～大阪の子どもたちの未来を拓く^{ひら}教育の実現～

令和5(2023)年4月

大阪府

目次

第1章 事業計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 到達目標	3
4 具体的事業等及び成果指標	5
5 事業計画の進捗状況等の確認.....	5
第2章 第2次大阪府教育振興基本計画に基づく施策等.....	6
基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化.....	6
基本方針2 豊かな心と健やかな体の育成.....	35
基本方針3 将来をみすえた自主性・自立性の育成	55
基本方針4 多様な主体との協働.....	64
基本方針5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり	72
基本方針6 学びを支える環境整備	86
基本方針7 私立学校の振興.....	93

第1章 事業計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

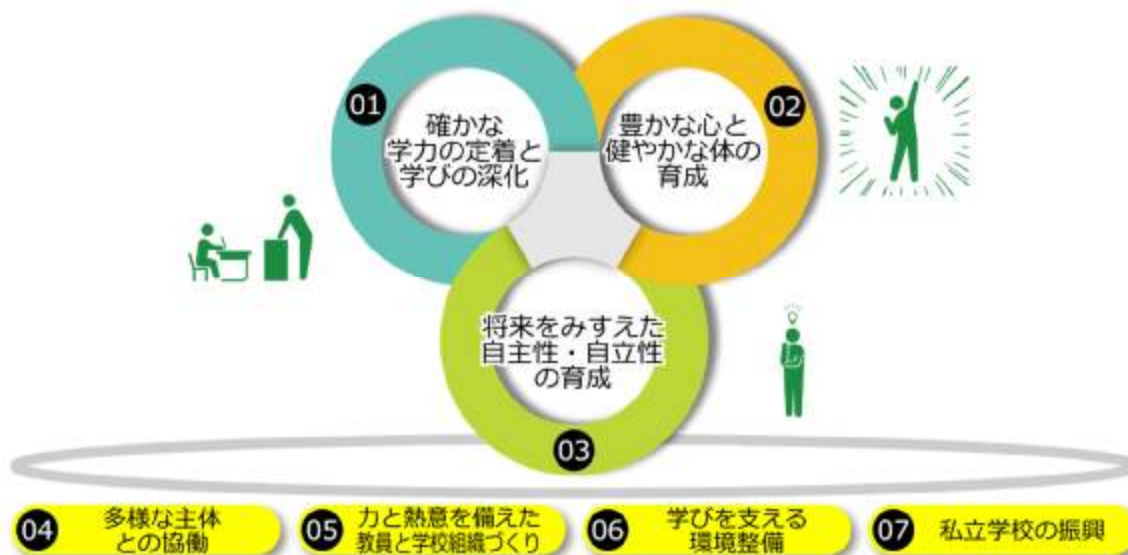
事業計画は、大阪の教育がはぐくむ人物像を示し、その実現に向けた羅針盤として策定された、第2次大阪府教育振興基本計画（以下、「第2次計画」といいます。）を踏まえ、第2次計画に基づく施策が大阪の教育をどのように向上させていくのかを明らかにするために策定するものです。

第2次計画では、「大阪の教育がはぐくむ人物像」と、その実現に向けた施策の方向性を「基本方針」として示すとともに、基本方針において、重点的に実施する施策やその内容を「重点取組」「重点取組達成のための手法」として体系的にとりまとめています。

■大阪の教育がはぐくむ人物像

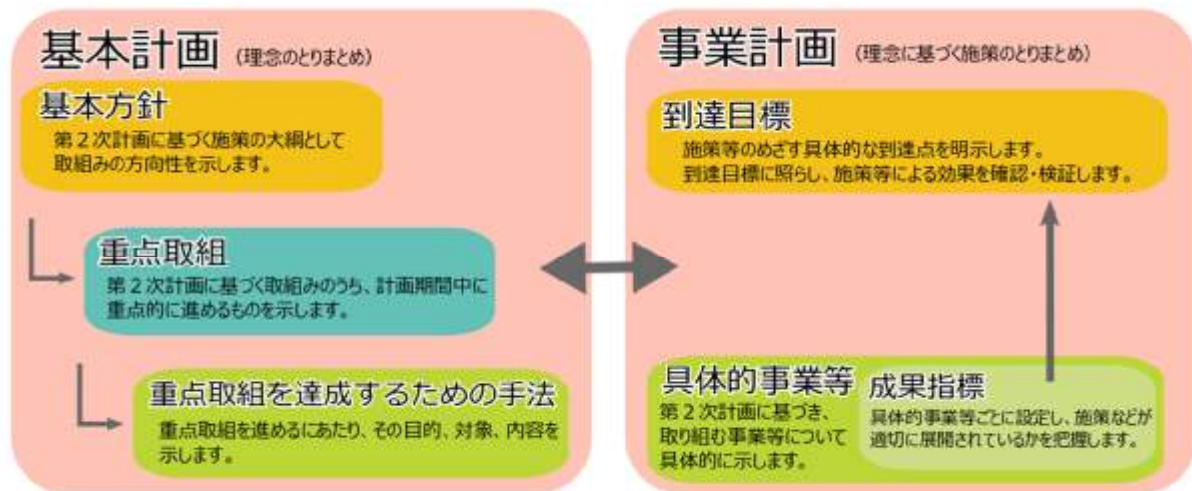


■第2次計画における基本方針



上記を踏まえ、事業計画では、基本方針による施策全般が、大阪の教育がはぐくむ人物像をどの程度実現しているのかを「到達目標」として設定し、確認するとともに、重点取組やその達成手法に基づく実際の事業や教育活動等を「具体的事業等」として示し、具体的事業等がめざす効果を「成果指標」として設定することとします。

■ 第2次計画における「到達目標」と「成果指標」のイメージ



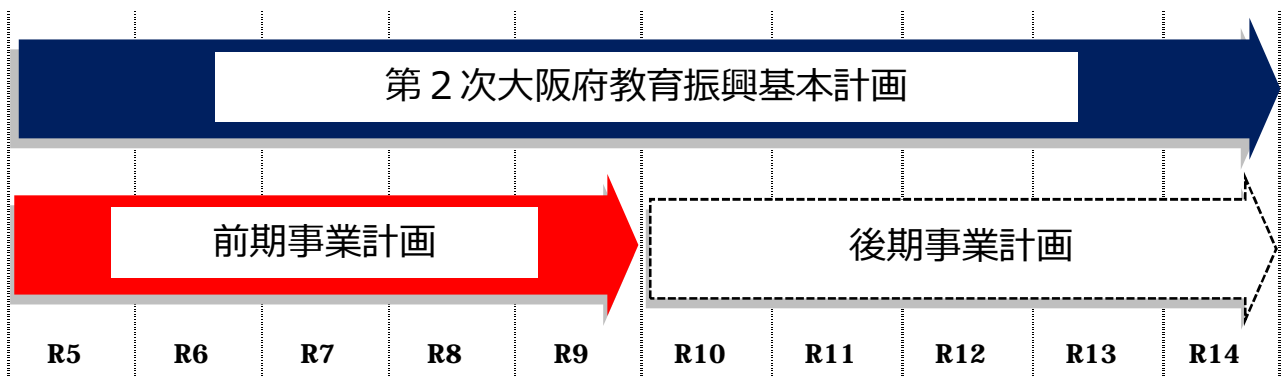
2 計画期間

第2次計画は、大阪の教育がはぐくむ人物像を示し、その実現に向けた羅針盤として、令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度までの10年間を見据えた計画としています。

一方、子どもたちや教育を取り巻く状況は、大きく変化しつつあり、その変化に適宜対応し、今後生じる新たな課題についても迅速に対応できるようにすることが重要です。

そのため、事業計画の計画期間については、令和5（2023）年度を初年度とし、令和9（2027）年度までの5年間の計画期間とします。なお、国の教育に関する施策の変更や、社会状況等に大きな変化が生じた際には、それらとの整合性を図るため、必要に応じて、事業計画を改訂します。

■ 第2次計画と事業計画の期間について

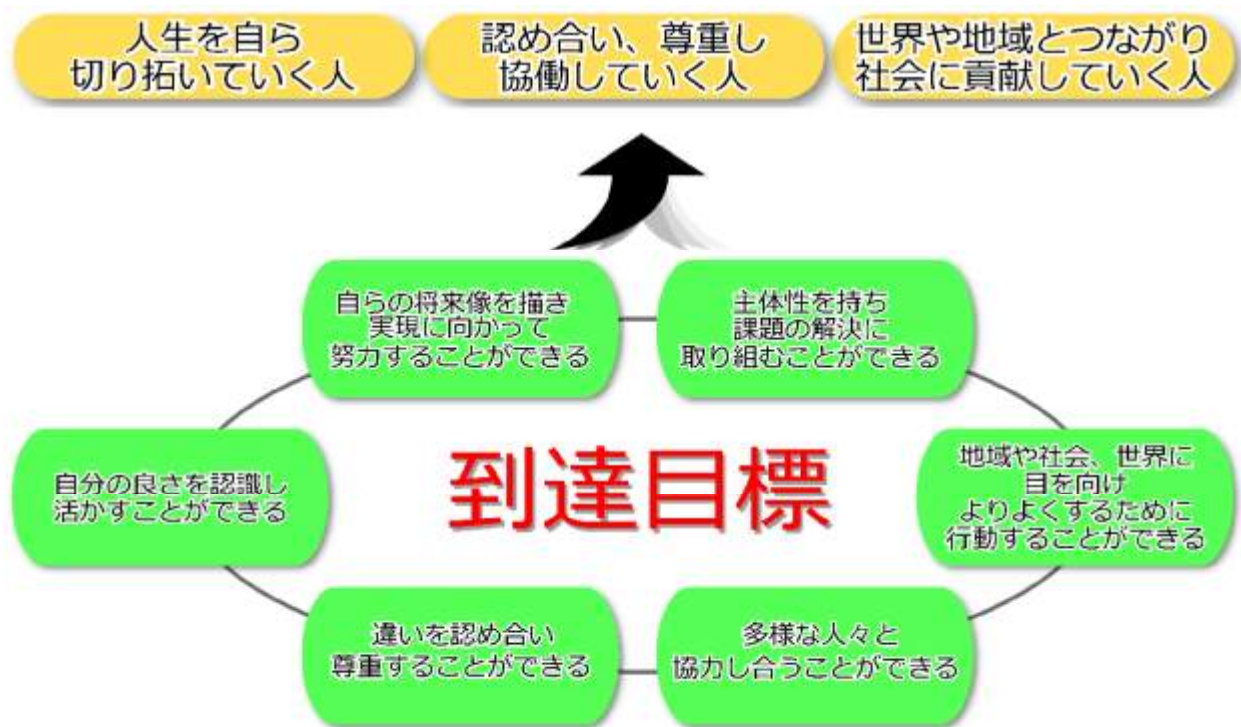


3 到達目標

第2次計画では、大阪に集う人たちがこれまではぐくんできた様々な良さを土台として継承し、「おもろいやん」と様々な物事に興味・関心、好奇心を持ち、チャレンジしていく姿勢、「ええやん」と互いを認め合い、評価することができる心、「まかしとき」と主体的に人や社会の役に立とうとする精神等、子どもたちが時代の変化を乗り越えるとともに、将来を生き抜く力を身につけられるよう、大阪の教育がはぐくむ人物像を3つ掲げ、子どもたちの資質・能力を育成することとしています。

事業計画では、子どもたちがそれらの人物像に近づくことができるよう、子どもたちに身につけてほしい6つの意識・姿勢を到達目標として設定することとします。

■大阪府の教育がはぐくむ人物像と6つの到達目標



到達目標の達成状況については、下表に基づく子どもたちへの意識調査を通じ、確認することとします。

子どもたちは発達段階ごとに、知識や経験の多さ、物事への理解度が異なります。そのため、調査に際しては、小学校、中学校、高校、支援学校で、それぞれの発達段階や特性に合わせた質問を設定¹することとします。

■到達目標を確認する質問項目（想定）

	小学校	中学校	高校	支援学校
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分には良いところがある	自分には良いところがある	自分の良いところを学校等で活かそうとしている	自分には良いところがある
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の夢や目標を持っている	将来の夢や目標を持っている	将来の目標に向けて努力している	将来の夢や目標を持っている
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	色々なことに挑戦し、頑張ることができる
違いを認め合い、尊重することができる	自分と違う意見について考えるのは楽しい	自分と違う意見について考えるのは楽しい	自分と違う意見を尊重することができる	自分とは違う考えや思いを大切にすることができる
多様な人々と協力し合うことができる	友達と協力するのは楽しい	学校等で、他の人と協力し合うことができる	学校等で、他の人と協力し合うことができる	友達と力を合わせて活動できる
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える	地域や社会、世界がより良くなるために行動したい	周りの人々を大切にすることができる

1. 小学校・中学校・府立高校・府立支援学校に対して、毎年度調査を実施する。（支援学校に通う子どもたちに対しては、わかりやすさを重視し、質問項目を設定する。また、保護者等と一緒に回答することも想定。）

4 具体的事業等及び成果指標

具体的事業等については、基本方針に基づく重点取組や、その達成に向け実施する各種の事業、教育活動等に関して、具体的な内容を明らかにすることとします。また、成果指標については、具体的事業等の効果が確認できるよう、年度ごとのめざすべき数値を明示することとします。

なお、重点取組やその達成手法は、一貫した教育の方向性を示すため、幼稚園、小学校、中学校、高校、支援学校等の校種を越えて方向性を示しましたが、具体的事業等については、実施する主体や事業等の対象を踏まえ、とりまとめることとします。

また、学校や施設等の整備、制度の改正等、実施すること自体が成果となる具体的事業等については、「今後のスケジュール」として、実施に向けたスケジュールや、事業計画の期間内に行う取組を示すこととします。

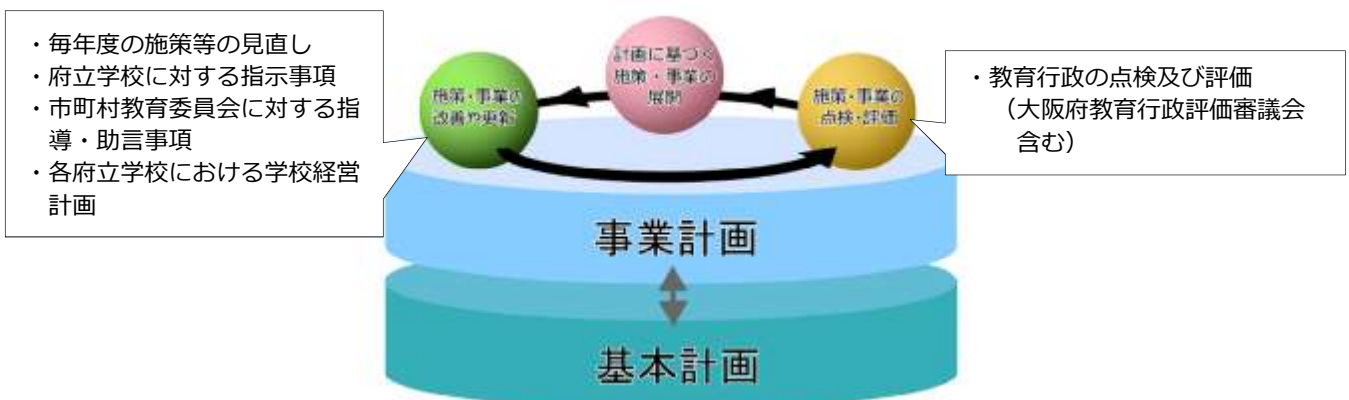
5 事業計画の進捗状況等の確認

第2次計画の中でも記しているように²、到達目標と成果指標を活用した点検や評価により、具体的事業等の効果を確認し、それを踏まえた施策や具体的事業等の組みかえなどを絶えず行うことで、教育施策の効果が最適かつ最大に発揮できるようにします。

具体的には、大阪府教育行政基本条例に基づき、毎年度、大阪府教育行政評価審議会³からの意見聴取を行った上で行う、「教育行政の点検及び評価」の中で、事業計画に基づく到達目標や成果指標の点検・評価を行います。

また、その結果を踏まえてとりまとめを行う「府立学校に対する指示事項」「市町村教育委員会への指導・助言事項」等により、学校現場で具体的事業等の効果がより発揮されるようにします。

■ 施策や具体的事業等に関する進捗状況等のサイクル



2. 第2次計画 第4章「第2次大阪府教育振興基本計画でめざすもの」内「3 施策や取組みの進捗状況や効果の確認」に記載。

3. 大阪府教育行政基本条例第6条第1項により、知事及び教育委員会は、本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行うこととされており、それを行うにあたり、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者の知見の活用を図るため、大阪府教育行政評価審議会を共同で設置している。

第2章 第2次大阪府教育振興基本計画に基づく施策等

基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化

(1) 事業の体系

重点取組① | 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化

重点取組達成のための手法 ▶主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

具体的事業等

小・中学校における、自ら考え、他者と協働しながら学ぶ授業の促進

小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施

府立高校における「わかる授業」「魅力のある授業」の推進

重点取組② | 社会や地域とつながる探究的な学習の実践

重点取組達成のための手法 ▶多様な情報の活用や地域等との協働による学びの充実

具体的事業等

小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実

府立高校における「総合的な探究の時間」の充実

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

重点取組③ | グローバル社会を見据えた英語教育・ICT活用の推進

重点取組達成のための手法 ▶実践的な英語を身につける機会の拡充

具体的事業等

コミュニケーション能力育成を重視した英語教育の充実

重点取組達成のための手法 ▶1人1台端末を活用した学びの深化

具体的事業等

小・中学校における1人1台端末を日常的、効果的に活用した学習の促進

府立学校における1人1台端末を活用した授業の推進

重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 個々の障がいの状況・教育ニーズに応じた学びの充実

具体的事業等

小・中学校における支援学級や通級による指導の充実

小・中学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援体制の構築

府立高校における通級による指導の充実

医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進

重点取組達成のための手法 ▶ 支援教育の専門性向上

具体的事業等

府立支援学校のセンター的機能の強化

自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及

小・中学校における校内支援体制の充実

重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 不登校の子どもたちの社会的自立に向けた学習指導・支援

具体的事業等

不登校の子どもたちの学習保障等の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実

具体的事業等

小・中学校における日本語指導の体制の構築・内容の充実

府立高校における日本語指導の内容・体制等の充実

重点取組⑥ | 特色・魅力ある府立高校づくりの推進

重点取組達成のための手法 ▶多様なニーズを踏まえた学びの拡充

具体的事業等

工業系高校における教育内容等の充実

商業系高校における教育内容等の充実

農業高校における教育内容等の充実

グローバルリーダーズハイスクールにおける教育内容等の充実

エンパワメントスクールにおける教育内容等の充実

多様な教育実践校の設置及び教育内容等の充実

国際関係学科における教育内容等の充実

普通科における教育内容等の充実

府立高校における「総合的な探究の時間」の充実<再掲>

理数教育の充実

府立学校入学者選抜・採点業務デジタル化

重点取組達成のための手法 ▶学校間のネットワーク化による学びの質の向上

具体的事業等

府立高校における特色ある魅力づくりとネットワーク化

重点取組⑦ | 活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進

重点取組達成のための手法 ▶生徒数減少を見据えた再編整備の計画的な推進

具体的事業等

府立高校の再編整備の計画的な推進

(2) 成果指標

※は令和3（2021）年度実績のもの。[]内の数字は全国値。以下同様。

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9		
1	全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率（%）	小6 国語 64.0 [65.6] 小6 算数 62.6 [63.2] 中3 国語 67.2 [69.0] 中3 数学 50.7 [51.4]	全国値 ⁴ 以上の達成・維持						
2	全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの無解答率（%）	小6 国語 5.9 [5.7] 小6 算数 3.6 [3.5] 中3 国語 5.3 [4.3] 中3 数学 12.1 [10.8]	全国値 ⁴ 以下の達成・維持						
3	授業に対し、肯定的評価をした府立高校生の割合（%）	—	前年度よりも増加						
4	学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合（%）	84.6 [*]	前年度よりも増加						
5	「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）（%）	小6 31.9 [26.3] 中3 47.4 [39.0]	前年度より減少		全国値以下を維持				
6	CEFR ⁵ A1レベル（英検3級相当）以上の英語力を有する公立中学校3年生の割合（%）	47.4 [*]	52	54	56	58	60		
7	CEFR A2レベル（英検準2級相当）以上の英語力を有する府立高校3年生の割合（%）	51.0 [*]	52	54	56	58	60		

4. 全国学力・学習状況調査における全国値とは、受検した全国の子どもたちの結果数値のこと。

5. CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment）：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のこと。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、平成13（2001）年に欧州評議会が発表。

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9
8	校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合（％）	—	30	35	40	50	60
9	新規不登校者数の千人率（人）（政令市除く）	小 9.6 [※]	9	8	7	6	5
		中 24.8 [※]	24	21	18	15	12
		高 25.4 [※]	24	21	18	15	12
10	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない」と回答した府立学校の子どもたちの割合（％）	6.5 [※]	前年度よりも減少				
11	日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程 ⁶ による日本語指導を受けた子どもたちの割合（％）	96.3	97	98	99	100	100
12	日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合（％）	85	90	95	100	100	100

6. 子どもたちが日本語で学校生活を営み学習に取り組めるよう、日本語や各教科の指導等を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外で子どもたちの状況に応じて編成する教育課程のこと。

(3) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組① | 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化

▶ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

■ 小・中学校における、自ら考え、他者と協働しながら学ぶ授業の促進

子どもたちが自ら課題を考え、多様な他者と関わりながら学習する授業への改善を小・中学校に促す。

現状 (R4)	目標 (R9)
・小・中学校において、主体的・対話的で深い学びが実現されるよう、校内研修や授業研究を実施。 ・府から、優れた授業や教育活動の実践事例等を発信。	・子どもたちが自ら課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動の手法等について、校内研修等を実施する小・中学校の割合を 100% にする。
	進め方 ・府から、研究協議会等の機会を通じ、優れた授業や教育活動の実践事例等を、引き続き発信する。

■小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施

各学校が子どもたちの学習の状況を詳細に把握、分析するとともに、子どもたち自身が学力の伸びや自分の強み・弱みなどを把握することで、学力等を向上させようという意欲を高められるよう、「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」を実施する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」を活用し、小・中学校において子どもたちの学習状況の把握と学校の取組みの検証を行い、授業改善や指導方法の見直しを実施。 ・子どもたち一人ひとりに結果を個人票として提供。「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と回答した子どもたちの割合は、小学校で75.0%（全国78.2%）、中学校で72.7%（全国74.7%）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と回答した子どもたちの割合を全国の値以上にし、維持する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校において、子どもたち一人ひとりの状況を把握・分析し、きめ細かな指導・支援を実施する。 ・「小学生すくすくウォッチ」実施後に、一人ひとりの強みや学習アドバイスを記載した個票を子どもたちに提供するとともに、問題を活用した指導案をはじめ、指導の参考となる資料を提供する。

■府立高校における「わかる授業」「魅力のある授業」の推進

子どもたちが授業への興味・関心や理解度を高め、主体的に学ぶ授業改善を進める。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての府立高校において、「指導と評価の一体化」の視点を盛り込んだ年間授業計画の策定、授業改善に関する校内研修や授業研究等により、授業の継続的な改善を実施。 ・府においては、「主体的・対話的で深い学び」や「指導と評価の一体化」に関する好事例を収集し、教育課程協議会等を通じて発信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「指導と評価の一体化」の視点を盛り込んだ年間授業計画を策定し、授業の継続的な改善を実施する府立高校の割合について、引き続き100%を維持する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校において、授業改善に関する校内研修や授業研究等を行う。 ・府が、教員研修や教育課程協議会等で好事例を共有することに加え、教員が情報を共有するポータルサイトを活用することにより、授業改善の好事例の発信、普及を一層強化する。

重点取組② | 社会や地域とつながる探究的な学習の実践

▶ 多様な情報の活用や地域等との協働による学びの充実

■ 小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実

小・中学校において、子どもたちが社会で必要な資質・能力を育成する「探究的な学習」が充実するよう、探究活動の実践の機会として「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト⁷」を実施する。

現状 (R4)	目標 (R6 ⁸)
・2025年日本国際博覧会協会教育プログラム ⁹ などを活用し、府が企画・実施する「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校は64校。	・「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合を100%にする。
	進め方 ・府が、「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する学校での活動結果を発表するフォーラムなどを実施し、プロジェクトの成果の普及に努める。

■ 府立高校における「総合的な探究の時間」の充実

子どもたちが社会の課題を発見し、解決に向けて取り組む力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
・府立高校において、総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている。	・総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている府立高校の割合を100%にする。
	進め方 ・府が、教員への情報共有ポータルサイトを活用し、総合的な探究の時間における実践好事例を発信し、各校における取り組みを支援する。

7. 府教育庁が主催、企画する、府内小・中学校を対象に実施する取組み。子どもたちはこの取組みを通じ、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深めるとともに、企業やNPOなどの協働により、実社会における課題の解決にむけて探究的な学習を行う。

8. 令和6（2024）年度の目標達成をめざす。

9. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に府教育庁が協力して作成したプログラム。これからの未来を担う子どもたちが、開催前から大阪・関西万博に向けた取組みに参加し、SDGsについて学び、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」のためのアイデアを考えるとともに、2025年には実際に万博会場へ行きたくなるよう、興味・関心を高めることを目的としている。

■子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

子どもたちが読書への興味・関心を高め、読書を通して楽しみながら必要な知識を身につける読書活動を推進する。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、少しでも本に興味・関心を持つよう、啓発活動を実施。 ・乳幼児の保護者等に対し、読書習慣の重要性や意義を伝える啓発活動を実施。 ・子どもたちの読書活動推進に関わる人に対し、研修・講座等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるようにする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに対しては、引き続きビブリオバトル大会をはじめとした読書イベントなどを実施し、本を読んでもみたいと感じるきっかけづくりを進める。 ・乳幼児の保護者等に対し、「えほんのひろば」をはじめとする読書イベントなどを実施する。 ・子どもたちの読書活動推進に関わる人に対し、読書の重要性や読み聞かせなどの手法を学ぶ研修等を実施し、読書活動の支援人材を養成する講座等を実施する。

■コミュニケーション能力育成を重視した英語教育の充実

子どもたちの実践的な英語運用能力を育成する。

<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆習熟度に応じた英語教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校から高校まで一貫した英語の4技能5領域の習熟度を自ら確認できる「大阪版CAN-DOリスト」を作成し、すべての小・中学校、府立高校に配付。 ・この「大阪版CAN-DOリスト」をもとに、子どもが1人1台端末等を活用し、習熟度に応じて学習することができるオンライン教材「STEPS in OSAKA」を作成。 	<p>・子どもたちの習熟度を把握し、指導改善を行う小・中学校、府立高校の割合を100%にする。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン教材「STEPS in OSAKA」や英語を話す力を評価し改善点を示す英語学習アプリを活用することなどにより、すべての小・中学校、府立高校において、習熟度に応じた学習が実施されるようにする。
<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆話す力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブ講師をすべての府立高校に週1～5日配置。 ・府立高校において、「英語コミュニケーションI」など「話すこと」を目標に位置付けている科目でのスピーキングテストの実施回数は平均2.1回。 	<p>・府立高校において、「話すこと」を目標に位置付けている科目でのスピーキングテストの実施回数を平均3回以上にす</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての府立高校（全日制の課程）でネイティブ講師の配置を週5日に拡充する。

現状 (R4)	目標 (R9)
◆教員の英語力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校におけるCEFR B2レベル（英検準1級相当）以上を取得している英語教員の割合は37.2%。 ・ 府立高校におけるCEFR B2レベル（英検準1級相当）以上を取得している英語教員の割合は72.0%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校におけるCEFR B2レベル（英検準1級相当）以上を取得している英語教員の割合を50%以上にする。 ・ 府立高校におけるCEFR B2レベル（英検準1級相当）以上を取得している英語教員の割合を80%以上にする。
	進め方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等の実施により、中学校の教員の英語力向上を図る。 ・ 教員経験5年目から8年目のすべての府立高校の英語教員を対象にした悉皆研修を新たに実施する。

▶ 1人1台端末を活用した学びの深化

■ 小・中学校における1人1台端末を日常的、効果的に活用した学習の促進

1人1台端末を日常的に活用し、子どもたちが理解度や習熟度に応じて自ら学習し、他者と考えを共有する授業等を促進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2（2020）年度に、すべての小・中学校で1人1台端末の配備が完了。 ・ 「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合は、小学校で77.8%※、中学校は71.2%※。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業にICTを活用して指導することができると回答した小・中学校の教員の割合を100%にする。
	進め方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1台端末を活用した授業づくりがより一層進むよう、1人1台端末の活用についてのモデル校を指定し、実践事例を好事例としてWebサイトなどを通じて府から発信する。 ・ 研究協議会を開催し、取組みの情報交換を行うとともに好事例を共有する。

■府立学校における1人1台端末を活用した授業の推進

これまでの教育実践に1人1台端末をはじめとするICTを効果的に取り入れ、授業改善を推進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3 (2021) 年度に、すべての府立学校で1人1台端末の配備が完了。 ・「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合は、府立高校で72.4%[※]、府立支援学校で79.8%[※]。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教員の割合をすべての府立学校において100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修や教員が情報を共有するポータルサイトなどを通じ、好事例を発信することで、各学校において、これまでの教育実践とICTを効果的に組み合わせた授業が実施されるようにする。

重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実

▶ 個々の障がいの状況・教育ニーズに応じた学びの充実

■ 小・中学校における支援学級¹⁰や通級による指導¹¹の充実

支援学級に在籍する子どもたちや通級による指導を受ける子どもたちに、一人ひとりの障がいの状況等に応じたきめ細かな指導を行う。

<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆ 支援学級</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援学級に在籍する子どもたちに編成される特別の教育課程が、機械的・画一的とならないよう、市町村教育委員会へ指導・助言を実施。 	<p>・ 小・中学校において、支援学級の子どもたち一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施を実現する。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 府が地域の小・中学校への訪問を通じて、市町村教育委員会へ指導・助言を引き続き実施する。
<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆ 通級による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 通級による指導のニーズが年々高まっている一方で、通級による指導（巡回指導含む）を自校で受けられる学校は小学校で56.4%、中学校で51.9%。 	<p>・ 通級による指導を自校で受けられる小・中学校の割合を100%にする。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 府が市町村支援教育担当指導主事会や市町村教育委員会へのヒアリングなどの機会を通じ、通級指導の実施体制、巡回体制に関する好事例や先進事例を発信する。

10. 障がいのある子どもたちの状況やニーズに応じた教育を受けられるよう、府では、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障がい学級を小中義務教育学校に設置している。府ではこれらを総称して「支援学級」という用語を使用している。

11. 通常の学級に在籍している障がいのある子どもたちが、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導の形態。

■小・中学校における「個別の教育支援計画¹²」「個別の指導計画¹³」の活用による一貫した指導・支援体制の構築

障がいのある子どもたちに、一人ひとりの教育ニーズに対する一貫した指導・支援を行う。

現状（R4）	目標（R9）
<p>◆個別の教育支援計画</p> <p>・保護者参画のもと作成した「個別の教育支援計画」を活用し、医療・福祉機関との連携を行う学校の割合は、小学校で74.7%、中学校で70.9%。</p>	<p>・個別の教育支援計画を活用し、医療機関等との連携を行う小・中学校の割合を第2次計画終了時点で100%にすることをめざし、90%以上にする。</p>
	<p>進め方</p> <p>・府が、市町村教育委員会へのヒアリングの機会等を通じ、個別の教育支援計画の活用好事例を発信する。</p>
現状（R4）	目標（R9）
<p>◆個別の指導計画</p> <p>・小・中学校においては、「個別の指導計画」を活用し、子どもたちへの指導の目標・内容・評価を学校全体で共有する指導体制を構築。</p>	<p>・校内支援委員会等を開催し、子どもたちの指導の目標等の情報共有を組織的に実施している小・中学校の割合を100%にする。</p>
	<p>進め方</p> <p>・府が市町村教育委員会へのヒアリングなどを行い、活用状況の確認や指導・助言を実施する。</p>

12. 障がいのある子どもたちのニーズを把握し、中・長期的な観点で乳幼児から学校卒業後までを通して、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

13. 個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動等における指導計画。

■府立高校における通級による指導の充実

府立高校で学ぶ、発達障がいやその特性のある子どもたちへの指導・支援を充実し、子どもたちが学習上、生活上で困っていることを解消・改善し、子どもたちの学習意欲や自己肯定感の向上を図る。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
国加配を活用した通級指導教室設置校の充実（令和5（2023）年度時点で11校）				
				
通級指導教室の設置の拡充の検討				
				
研修等を通じた教員の専門性の充実				

■ 医療的ケア¹⁴が必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進

医療的ケアを必要とする子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、府立学校の教職員の理解を深めるとともに、小・中学校での受け入れ体制の整備を促進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆小・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な子どもたちが就学したことのある市町村は36市町村。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な子どもたちが就学した市町村の数を計画策定時（36市町村）よりも増加させる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な子どもたちが安心して小・中学校へ就学することができるよう、府が市町村教育委員会の取組みへの補助や看護師配置への支援を行う。
現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆府立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立学校においては、医療的ケアを必要とする子どもたちへの配慮事項等を教職員が共有。 ・医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会を設置し、すべての教職員に対して、医療的ケアに係る制度の理解を促し、校内の実施体制等を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校に対し、看護師の配置等を行う。とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年2回以上実施し、すべての教職員の理解を深める。

14. 人工呼吸器による呼吸管理・喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為のこと。

■府立支援学校のセンター的機能¹⁵の強化

府立支援学校で培った支援教育のノウハウなどを踏まえ、地域の学校園で障がいのある子どもたちを指導する教員等に対する支援を行う。

現状（R4）	目標（R9）
<p>・府立支援学校の地域支援リーディングスタッフ¹⁶が、市町村教育委員会の支援教育担当者や小・中学校の支援学級担任、通級指導教室担当者等からなる「市町村リーディングチーム」または「支援教育サポート校¹⁷」と連携、協力し、地域の小・中学校、高校等に対し、多面的な助言を実施。</p>	<p>・地域の小・中学校、高校等からの要請に応じ、引き続き、府立支援学校と市町村リーディングチームなどが連携した助言等を実施する。</p>
	<p>進め方</p> <p>・府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを中心に、地域の小・中学校、高校等の教職員や子どもたちの教育ニーズに応じた指導・支援や校内体制づくりへの助言を実施する。</p>

15. 学校教育法第74条及び学習指導要領に基づき、府立支援学校が地域における支援教育に係る中核的な機関としての役割を果たすとともに、自立活動の知見や支援教育における専門性を発揮し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校（以下「小・中学校、高校等」）の支援教育における取組みを支援すること。

16. 府内の支援教育推進の担い手として府が府立支援学校に配置する「支援教育コーディネーター」の呼称。地域支援リーディングスタッフは、市町村教育委員会等と連携をとり、地域の小・中学校、高校等からの要請に応じて、訪問相談、来校相談等により障がいのある子どもたちの教育に関して必要な助言又は援助を行う。

17. 知的障がい生徒自立支援コースを設置する自立支援推進校等のうち、高校における支援教育力の充実を図るため、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談等を実施する学校（4校）の呼称。

■ 自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及

自立支援推進校や共生推進校で培った支援教育に関するノウハウを共有し、障がいのある子どもたちへの教科指導等の充実を図るとともに、「ともに学び、ともに育つ¹⁸」教育をより一層推進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障がい生徒自立支援コースを11校、高等支援学校の共生推進教室を10校設置。 ・ 府立高校からの要請に基づき、自立支援推進校や共生推進校が、障がいのある子どもたちへの教科指導等について、指導・助言を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援推進校・共生推進校での教育成果を普及し、引き続き府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府立高校からの要請に基づき、自立支援推進校や共生推進校が、子どもたちへの教科指導等について助言を行う。 ・ フォーラムなどの開催により、支援教育に関する取組みを府立高校全体で共有する。

■ 小・中学校における校内支援体制の充実

小・中学校において、障がいのある子どもたちへの系統的・継続的な指導・支援が行われるよう、校内で常に情報共有が図られる体制の構築を促す。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援教育コーディネーター¹⁹を中心に、子どもたちの実態把握や支援方策の検討、関係機関との連携等を行う校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合は78.1%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合を、第2次計画終了時点で100%にすることをめざし、90%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府が市町村教育委員会へのヒアリングの機会等を通じ、校内支援委員会の必要性の説明や、先進事例の情報提供を行う。

18. 障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域社会で豊かに生きることができる多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる教育のこと。

19. 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者や関係機関に対する学校の窓口として、校内外における支援教育に関するコーディネートを担う。

重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実

▶不登校の子どもたちの社会的自立に向けた学習指導・支援

■不登校の子どもたちの学習保障等の充実

不登校の子どもたちのニーズや状況に応じた支援につなげるとともに、学習保障をはじめとする多様な支援を行う。

<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校においては、スクールカウンセラーをすべての中学校区に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーの配置を完了。 	<p>・相談支援を通し、子どもたちのニーズの掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての中学校区にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施する。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーを配置する。
<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆居場所や学習の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どもたちのうち、学校外の機関等や学校内の養護教諭、スクールカウンセラー、相談員による相談・指導等を受けることができていると学校が把握している子どもたちの割合は、小学校で65.2%*、中学校で54.1%*、高校で36.7%*。 	<p>・小・中学校、府立高校の不登校の子どもたちのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けている子どもたちの割合を毎年度増加させる。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用、校内における教室以外の居場所設置、外部機関との連携等を進める。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆教職員との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、ケース会議を実施している割合は100%、定期的に実施している割合は24.3%。 ・府立高校において、ケース会議を定期的に実施している割合は100%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議を定期的に実施する小・中学校については100%とし、府立高校の割合を、引き続き100%とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等を通じた事例の共有等により、教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、支援を行う体制をより強化する。

▶日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実

■小・中学校における日本語指導の体制の構築・内容の充実

日本語指導が必要な子どもたちが、どの学校に在籍しても十分な日本語指導が受けられる体制を構築する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導加配教員の配置に加え、加配配置校以外の学校に在籍している日本語指導が必要な子どもたちに対して、オンラインを活用した府による直接指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導を行うことができる人材を継続的に確保することで、十分な日本語指導等を受けられる体制を構築する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導担当教員の資質向上を図る研修を実施する。 ・日本語指導が必要な子どもたちや保護者を支援する人材及びオンライン日本語指導員等の配置等により、校内での日本語指導を支援する。

■ 府立高校における日本語指導の内容・体制等の充実

府立高校における日本語指導の必要な子どもたちが安心して有意義な学校生活を送ることができ
る受入・指導体制を一層充実する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立高校における日本語指導の充実に向けては、教育サポーターの派遣、担当教員への研修を実施。 ・ 日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校46校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校は39校、84.8%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を実施する学校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母語を理解する人材を教育サポーターとして学校へ派遣することや、担当教員の資質向上を図る研修を実施する。

■工業系高校における教育内容等の充実

大阪の産業基盤を支える人材を育成するとともに、ものづくり教育をさらに活性化し、工業系高校全体の魅力づくりを進める。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆教育内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業系高校（大阪府立工芸高等学校除く、以下同じ。）においては、専門分野を重点的に学ぶ深化コースや、高等教育機関への進学をめざす接続コースを設定し、子どもたちのニーズに沿った重点的な指導を実施。 工業系高校2・3年生1人あたりの製造現場で有効な国家資格・公的資格・民間資格の取得総件数は0.97件。 	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりなどに関する専門的な知識・技術を身に付けさせ、工業系高校の子どもたち1人あたりの資格取得数を1.2件以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのニーズに沿った指導を実施するとともに、各コースの特色化を進めるため、カリキュラムの変更をはじめとする指導や教育活動の充実を図る。
現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆進路</p> <ul style="list-style-type: none"> 全卒業者のうち就職を希望する子どもたちの就職率は100%。 大学や専門学校等へ進学した卒業者のうち、理工系大学への進学率は32.9%※。また、工学系大学進学専科設置の工科高校（3校）から大学や専門学校等へ進学した卒業者のうち、理工系大学への進学率の平均は36.6%※。 	<ul style="list-style-type: none"> 就職を希望する子どもたちの就職率100%を維持する。 大学や専門学校等へ進学した卒業者のうち、理工系大学への進学率を、工学系大学進学専科設置の工科高校の計画策定時の平均（36.6%）を超える40%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 府が新たに連携を行う企業を開拓することにより、子どもたちが将来就職をめざす企業を広げる。 進学を目的とした接続コースの教育カリキュラムや学習環境の整備を行う。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力発信を目的とした工業系高校の学校説明会を各工業系高校で年1～2回実施するとともに、工業系高校の教育内容のPRを目的としたものづくりイベントを工業系高校6校合計で10回開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりイベントを開催する工業系高校を増やすとともに、開催の合計数を計画策定時（年間10回）以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業系高校の魅力を発信する広報物を新たに作成、配布することなどにより、工業系高校やものづくりの魅力を発信する。

■商業系高校における教育内容等の充実

大阪の産業を支える人材として、グローバル化・情報化が進展するビジネス社会で求められる資質・能力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 商業系高校における高等教育機関や産業界等と連携した学習活動は年間47回。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関や産業界等と連携した学習活動を拡大し、年間85回以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで以上に時代のニーズに即した最先端技術を活用し、進展するグローバル化・情報化に対応した子どもたちのキャリア形成や起業家精神の醸成に向けたビジネス教育を推進する。

■農業高校における教育内容等の充実

農業に携わる人材を育成するとともに、産業教育の活性化を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 外部で開催される研究発表会等での入賞数は17件。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業高校の子どもたちが外部で開催される研究発表等での入賞数を20件以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農業関連企業や大学等との連携により、産業界・大学・高校が三位一体となった、社会に開かれた教育課程を実施するなど、外部と連携した専門的な知識・技術の習得に向けた取組みを進める。

■グローバルリーダーズハイスクールにおける教育内容等の充実

グローバル化・情報化が進む社会を牽引する人材を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>・グローバルリーダーズハイスクールを卒業し、スーパーグローバル大学（トップ型）指定校²⁰やグローバルサイエンスキャンパス採択校²¹への進学者数（現役及び既卒1年）1,163名※。</p>	<p>・グローバルリーダーズハイスクールを卒業し、スーパーグローバル大学（トップ型）指定校やグローバルサイエンスキャンパス採択校への進学者数（現役及び既卒1年）を1,300名以上にする。</p> <p>・国際会議等、英語でディスカッションを行うプログラムへの参加者数を毎年増加させる。</p>
	<p>進め方</p> <p>・理数教育や英語教育を充実させるとともに、大学等と連携した課題研究や、子どもたちへの科学的な知識・技能の習得に向けた講習、高い志（社会貢献）と豊かな人間性を育む取組みを実施し、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成する。</p>

20. スーパーグローバル大学（トップ型）指定校とは、世界大学ランキングトップ 100 をめざす力がある、世界レベルの教育研究を行うトップ大学のこと。平成 26 年度に文部科学省が指定（指定期間 10 年）。

21. グローバルサイエンスキャンパス採択校とは、将来グローバルに活躍しうる傑出した科学技術人材を育成することを目的として、国際的な活動を含む高度で体系的な理数教育プログラムの開発・実践等を行う大学のこと。国立研究開発法人 科学技術振興機構が指定。

■エンパワメントスクールにおける教育内容等の充実

社会人として必要な「基礎学力」「考える力」「生き抜く力」を育成するとともに、子どもたちの多様なニーズに対応し、一人ひとりの自己実現を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> エンパワメントスクールを卒業後、進学・就職の進路を実現した者の割合は93.5%※。 	<ul style="list-style-type: none"> エンパワメントスクールを卒業後、進学・就職の進路を実現した者の割合を95%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門人材との連携の好事例を研修や教員連絡会を通じて発信するとともに、専門人材を活用した取組みを進める。 子どもたちの多様なニーズや状況の変化を踏まえ、カリキュラム編成等の柔軟化について検討する。

■多様な教育実践校の設置及び教育内容等の充実

少人数学級の実現や充実した体験型学習をはじめ従来の手法等に捉われない教育活動を実施する「多様な教育実践校」を設置し、特定の学びや活動が得意・不得意な子どもたち、また、自分らしさを発揮したい子どもたちなど多様な子どもたちが、意欲的に自分らしく学び、社会で自立する力を身につけられる教育環境を充実させる。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
指定校(西成高校、岬高校)において取組みを推進				
先行実施	本格実施			
今後の設置に向けた検討				

■ 国際関係学科における教育内容等の充実

国際的な視野と外国語運用能力を身につけた世界で活躍できる人材を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ CEFR B1レベル（英検 2 級相当）以上の英語力を有する府立高校 3 年生の割合は19.2%であり、国際関係学科に在籍する子どもたちについては、53.9%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際関係学科に在籍する子どもたちのうち、CEFR B1レベル（英検 2 級相当）以上の英語力を有する府立高校 3 年生の割合を60%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数配置されたネイティブ講師を活用した授業や、1 人 1 台端末を先進的に活用した取組みを実施する。

■ 普通科における教育内容等の充実

子どもたちが地域や社会の多様な学びに接する機会を充実させる。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門コースの設置や子どもたちの多様なニーズに応じた学校設定科目を開設することなどにより、特色のある教育活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGsの実現をはじめ、学際的・複合的な学問分野や、地域社会の諸課題の解決に向けた実践的な学びを取り入れる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある教育活動を引き続き実施するとともに、大学・地域との連携を進める。

■ 府立高校における「総合的な探究の時間」の充実〈再掲〉

子どもたちが社会の課題を発見し、解決に向けて取り組む力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立高校において、総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている府立高校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府が、教員への情報共有ポータルサイトを活用し、総合的な探究の時間における実践好事例を発信し、各校における取組みを支援する。

■理数教育の充実

スーパーサイエンスハイスクール指定校や経験校を中心に、将来、理数分野で活躍できる人材を育成する。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府生徒研究発表会に参加した府立高校の子どもたちは766名。 ・国際科学オリンピックに参加した府立高校の子どもたちは678名。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府生徒研究発表会に参加する府立高校の子どもたちの数を毎年増加させる。 ・国際科学オリンピックに参加する府立高校の子どもたちの数を毎年増加させる。
	進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等と連携し、全府立高校生を対象とした理数に関する探究セミナーやマス・インターセクション²²など、理数に対する興味関心を高める取組みを実施する。

■府立学校入学者選抜・採点業務デジタル化

社会全体のICT化が進展していることを踏まえ、志願者や保護者等の利便性の向上を図るとともに、学校における事務負担の軽減と教育環境の充実を目的に、選抜事務作業や採点業務のデジタル化を進める。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
定期考査等のデジタル採点				
R5年度の2学期に導入				
府立中学校入学者選抜のオンライン出願				
R5年12月開始				
府立中学校入学者選抜のデジタル採点				
R6年1月開始				
公立高等学校入学者選抜等のオンライン出願				
R7年1月開始				
公立高等学校入学者選抜等のデジタル採点				
R7年2月開始				




22. マス・インターセクションとは、難易度の高い数学の問題にチャレンジし、優秀な実績を残した者が表彰されるコンテストのこと。

▶学校間のネットワーク化による学びの質の向上

■府立高校における特色ある魅力づくりとネットワーク化

外部人材（コーディネーター）を活用して、地域住民や小・中学校、企業、大学、行政等の外部機関との連携を充実することをはじめ、各校の特色ある教育活動やノウハウ、資源等を、府立学校間で共有・活用するための仕組みの構築等を進め、府立高校における教育の質の向上や特色化・魅力化の充実を図る。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
コーディネーターを活用した府立高校と外部機関との連携の充実				
				
多様な教育実践校へのコーディネーターの配置				
				
府立高校での新たな連携の検討・実施				
学校間ネットワークの構築				
				
既存ネットワークの充実・新たなネットワークの検討				

重点取組⑦ | 活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進

▶ 生徒数減少を見据えた再編整備の計画的な推進

■ 府立高校の再編整備の計画的な推進

再編整備方針に基づき、社会のニーズを踏まえた教育内容の充実を図るとともに、学校の配置について精査し、活力ある学校づくりをめざした再編整備を計画的に進める。また、再編整備を進めるにあたっては、就学機会の確保を前提とし、府内公立中学校卒業生数の推移や志願動向、学校の特色、地域の特性等を勘案するとともに、教育の普及や機会均等を図りつつ、府立高校を効果的・効率的に配置できるよう、再編整備計画に基づき検討を行う。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
実施対象校の再編整備（募集停止（9校程度）の公表等）				
				
				★ 令和10（2028） 年度以降を対象と する計画の検討

基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 事業の体系

重点取組⑧ | 豊かな心のはぐくみ

重点取組達成のための手法 ▶ 人権を尊重する意識・態度の育成

具体的事業等

人権教育の推進

障がい理解教育の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成

具体的事業等

いじめが起こらない人間関係づくり

情報モラルの育成

道徳教育の推進

居住地校交流、学校間交流の充実

多文化共生教育の推進

「こころの再生」府民運動の推進

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 <再掲>

重点取組達成のための手法 ▶ 郷土への誇り、伝統・文化を尊重する心のはぐくみ

具体的事業等

埋蔵文化財を活用した学校教育等の推進

世界遺産に関する普及啓発等の促進

文化財の指定・登録等による保存の推進

重点取組⑨ | セーフティネットとなる居場所づくりの推進

重点取組達成のための手法 ▶ 専門人材との連携による支援体制の充実

具体的事業等

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実

子どもたちが抱える問題の把握と支援機関との連携

重点取組⑩ 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進	
重点取組達成のための手法 ▶運動やスポーツに親しむ機会の拡充	
具体的事業等	
運動への興味・関心の向上を図るスポーツイベントの実施	
重点取組達成のための手法 ▶運動やスポーツによる体力づくりの推進	
具体的事業等	
小・中学校における国調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善促進	
小学校における府独自スポーツテストを踏まえた体力づくりの推進・支援	

重点取組⑪ 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進	
重点取組達成のための手法 ▶健康課題への理解を深める健康教育の充実	
具体的事業等	
小・中学校・府立学校における健康相談や保健指導の充実	
依存症対策の充実	
栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実	
重点取組達成のための手法 ▶地域・家庭・学校医等と連携した健康づくりの推進	
具体的事業等	
学校における保健活動の充実	

(2) 成果指標

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9
13	学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合（%）	小 69.2 [73.5]	全国の値以上を達成・維持				
		中 69.2 [76.8]					
14	小・中学校における子どもたちの暴力行為の発生件数の千人率（人）（政令市除く）	小 13.4 [※] [7.7]	12	10	8	6	6
		中 18.0 [※] [7.9]	15	12	9	6	6
15	いじめの解消率 ^{23 24} （%） （政令市除く）	小 78.9 [※] [80.4 ²⁵]	100%をめざす				
		中 77.7 [※] [78.9 ²⁵]					
		高 89.0 [80.7 ²⁵]					
		支 72.3 [※] [80.6 ²⁵]					
16	「学習を通して『人間関係』の大切さを学んだ」と回答した府立学校の子どもの割合（%）	87.4 [※]	前年度より増加				
17	「学習を通して『自分を大切にする』気持ちが高まった」と回答した府立学校の子どもの割合（%）	63.8 [※]	前年度より増加				
18	「道徳の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」と回答した子どもたちの割合（%）	小 78.9 [80.0]	全国の値以上の達成・維持				
		中 84.5 [85.5]	全国の値以上の達成・維持				

23. 大阪府いじめ防止基本方針において、いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとされている。①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

24. 解消率については、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の期間が毎年度4月から翌3月末までとなっており、いじめが生起してから3か月にわたって経過観察が必要であるため、1月以降に認知された事案は性質上、カウントされない。このため、府内の小・中学校では前年度内に認知したいじめについて、翌年度7月に独自調査を実施し、認知後3か月以降のいじめ解消に係る状況を確認している。また、府立学校では、1月以降に認知された事案についても調査を実施予定。

25. 国が毎年度実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の数値を記載。

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9
5 [再]	「学校の授業時間以外に、普段、読書を全くしない（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（不読率）（%）	小6 31.9 [26.3] ----- 中3 47.4 [39.0]	前年度より減少		全国の値以下を維持		
10 [再]	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合（%）	6.5 [※]	前年度よりも減少				
19	卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」子どもたちの割合（%）	小男 86.2 [88.4] 小女 80.8 [85.0] ----- 中男 83.6 [85.7] 中女 74.3 [78.1]	全国の値以上を達成・維持				
20	1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の子どもたちの割合（%）	小男 10.7 [8.8] 小女 17.0 [14.6] ----- 中男 10.2 [7.8] 中女 21.1 [17.9]	全国の値以下を達成・維持				
21	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の5段階総合評価で下位段階（D/E）の子どもたちの割合（%）	男子 41.4 [37.0] ----- 女子 34.4 [28.9]	全国の値以下を達成・維持				
22	学校教育自己診断の中で食育に関する項目を導入している小・中学校の割合（%）	99.2	100%をめざす				
23	「まったく朝食をとらない」と回答した子どもたちの割合（%）	小 1.9 [1.4] ----- 中 3.5 [2.7]	全国の値以下の達成・維持				

(3) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組⑧ | 豊かな心のはぐくみ

▶ 人権を尊重する意識・態度の育成

■ 人権教育の推進

子どもたちの人権を尊重する意識・態度を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
・「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権課題に係る研究授業 ²⁶ を実施している学校は小学校で 86.1% [*] 、中学校で 82.5% [*] 。 ・すべての府立学校において、人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施。	・人権教育のための教材集や資料を活用した指導が行われるよう、人権課題に係る研究授業を実施している小・中学校を 100% にする。 ・人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルームや授業等で複数回実施している府立学校の割合について、引き続き 100% を維持する。
	進め方
	・教職員向け研修会やフォーラム等を通じ、指導方法や指導例、実践の成果を発信する。

26. 学校教育において授業の質の向上を目的に行なわれ、教員間に公開される授業。

■ 障がい理解教育の推進

子どもたちが、障がいについて正しく理解・認識するための指導の充実と取組みの推進を学校に促す。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆子どもたちへの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人との出会いやふれあいなどを通じて、障がいのある人について理解を深める障がい理解教育を実施している小・中学校、府立高校の割合は100%。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい理解教育を実施する小・中学校、府立高校を引き続き100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校において、日常的な関わりの中で、お互いの理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う集団づくりを進める。 府立高校においては、家庭科や保健体育科等の授業で、障がい理解をテーマに、アイマスク体験や車椅子体験等を取り入れる。
現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆教員の指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校及び府立学校の教員を対象に、毎年度、教員のニーズを踏まえたテーマ設定を行い、実施する障がい理解教育研修会の受講者の肯定的評価は99.6%。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が研修内容を自校で共有できるよう、毎回、研修受講者の肯定的評価を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 府が引き続き障がい理解教育研修会を毎年度実施するとともに、研修内容を充実させる。

■ いじめが起こらない人間関係づくり

子どもたちのいじめは絶対に許されないという人権感覚や、いじめに向かわない態度や力を育成する。

<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆子どもたちへの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った学校は1,421校※、児童・生徒会活動等で、子どもたち一人ひとりがいじめの問題に向き合い、主体的な人間関係や仲間づくりを行った学校は1,314校※。 ・府立高校において、いじめの未然防止教育等、いじめをテーマとした人権教育を行った学校は149校中94校※、人間関係や仲間づくりをテーマとした人権教育を行った学校は149校中90校※。 ・府立支援学校において、いじめ未然防止教育等、いじめをテーマとした人権教育を行った学校は46校中43校、人間関係や仲間づくりをテーマとした人権教育を行った学校は46校中46校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い人間関係の形成や自己実現を図る意欲・態度の育成をはじめ、いじめの未然防止教育や、いじめに関する人権教育をすべての小・中学校、府立学校で実施する。 ・子どもたちが自らいじめについて考える機会が確保されるよう、児童・生徒会活動等で人間関係や仲間づくりを実施する小・中学校、府立支援学校の割合を100%にする。 <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち自らがいじめをなくすことについて考え、行動する取組みとして、府内全市町村の中学校生徒会の代表者が集まる生徒会サミットの実施や、児童会生徒会担当教員等連絡会において好事例を発信する。 ・府立学校においては、毎年人間関係や仲間づくりに関する指導方法や指導例、実践の成果を、教職員向け研修会等を通じて発信する。
<p>現状 (R4)</p>	<p>目標 (R9)</p>
<p>◆教員の指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校、府立学校の初任者、小・中学校の10年経験者及び府立学校の2年から4年の経験者に対して研修を実施。 ・小・中学校、府立学校の生徒指導担当者に対して悉皆で研修を実施。 ・上記研修の受講者数は2,030人。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止に関する研修について、引き続き悉皆で実施するとともに、多くの教員が研修を受講し、指導力、対応力を高められるようにする。 <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止に関する研修の対象者をすべての小・中学校、府立学校の教員に拡大する。

■情報モラルの育成

子どもたちの、インターネット上での情報発信をはじめ、自他の人権を尊重した節度ある情報発信を行う意識・態度を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>・インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処のための啓発活動を実施している学校は小・中学校で78.9%[※]、府立高校で63.5%[※]、府立支援学校で52.2%[※]。</p>	<p>・さまざまな授業、教育活動の場面を通じ、子どもたちがインターネットやSNSなどの有用性・危険性を理解し、インターネット上でのいじめ防止や効果的な対処を身につけられるよう、啓発活動を実施する小・中学校、府立学校の割合を100%にする。</p>
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、スマートフォンなどの利用実態に即した指導の年間計画²⁷を策定する。 ・府立高校においては必履修科目「情報Ⅰ」に加え、ホームルームなどにおいてインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処等について学ぶ機会を設ける。 ・府立支援学校において、子どもたちの障がいの状況や、スマートフォンなどの利用実態に即した指導の年間計画を策定する。

27. 子どもの端末や携帯電話等の利用に当たって、正しくインターネットなどを使い、自ら対処できる力を育成できるよう、年齢や成長段階に合った指導を年間の計画に位置付けること。

■ 道徳教育の推進

子どもたちが社会で他者とより良く生きていく道徳心をはぐくむとともに、発達段階に応じた自他を思いやる心や、自立した一人の人間として生きていくために主体性をもって考える意識等を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、道徳の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組む子どもたちの割合は、小学校で78.9%、中学校で84.5%。 ・中学校までの道徳教育を踏まえ作成する道徳教育全体計画を活用し、PDCAサイクルを踏まえた取組みをすべての府立高校で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における道徳の授業で自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組む子どもたちの割合を全国の値以上を達成・維持する。 ・道徳教育全体計画を活用し、PDCAサイクルを踏まえた道徳教育を実施する府立高校の割合について100%を維持する。
	<p data-bbox="826 815 927 848">進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、「考え・議論する道徳」への質的転換に向けた授業改善や、学校教育活動全体の中での道徳教育の充実に向けた取組みを実施する。 ・各府立高校の教育目標や校長の方針のもと、中学校までの道徳教育を踏まえた道徳教育全体計画を作成する。

■居住地校²⁸交流、学校間交流の充実

子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重しながら協働して生活していく態度を育成する。

現状（R4）	目標（R9）
◆居住地校交流 ・居住地校への授業参加等の交流を希望する府立支援学校の子どもたちのうち、交流を実施できている子どもの割合は小学部で 86.9% 、中学部で 82.1% 。	・希望する府立支援学校の子どもたちが教育課程に基づく居住地校交流を 100% 実現できるようにする。
	進め方 ・府と市町村担当者が連携し、小・中学校及び府立支援学校に対し、実施方法の助言や好事例の発信等を行う。
現状（R4）	目標（R9）
◆学校間交流 ・府立支援学校が小・中学校、高校等との交流を実施している割合は小学部で 95% 、中学部で 92% 、高等部で 100% 。	・府立支援学校のすべての学部において、学校間交流が 100% 実施されるようにする。
	進め方 ・オンライン交流等、交流方法の工夫を行う。

28. 支援学校に在籍する子どもたちが居住する地域の小・中学校。

■多文化共生教育の推進

子どもたちが自国の歴史や文化・伝統に誇りを持つとともに、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校、府立高校において、在日外国人教育のための資料集の活用等により、指導内容や指導方法等の工夫・改善を実施。 ・小・中学校において、在日外国人の人権や多文化共生に関わる取組みを実施している学校の割合は74.5%※。 ・府立高校において、在日外国人をテーマとした人権教育の実施校数は149校中101校※。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが在日外国人の人権や多文化共生についての知識を持ち、互いに違いを認めあい、共に学ぶ姿勢や態度を身につけることができるよう、在日外国人の人権や多文化共生に関わる取組みを実施する小・中学校を100%にする。 ・在日外国人をテーマとした人権教育を実施する府立高校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、市町村ヒアリングの機会等を通じ、資料集の活用を促すとともに、在日外国人教育に関する指導・助言を行う。 ・府立高校に対しては、毎年在日外国人教育に関する指導方法や指導例、実践の成果について、教職員向け研修会等を通じて発信する。

■「こころの再生」府民運動の推進

「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、目標を達成するための取組みを続け、他者と協働する意識や姿勢、態度を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの社会規範等を守る意識や姿勢、態度を育成する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組み（あいさつ運動を含む）をPTAや地域とともに実施している学校の割合は77.3%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAや地域とともにあいさつ運動や交流活動等の取組みを実施する小・中学校、府立学校を90%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品の更新・配付や、府民運動の優れた取組みの表彰、好事例の情報発信を行う。

■子どもの発達段階に応じた読書活動の推進〈再掲〉

子どもたちが読書への興味・関心を高め、読書を通して楽しみながら必要な知識を身につける読書活動を推進する。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、少しでも本に興味・関心を持つよう、啓発活動を実施。 ・乳幼児の保護者等に対し、読書習慣の重要性や意義を伝える啓発活動を実施。 ・子どもたちの読書活動推進に関わる人に対し、研修・講座等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるようにする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに対しては、引き続きビブリオバトル大会をはじめとした読書イベントなどを実施し、本を読んできたいと感じるきっかけづくりを進める。 ・乳幼児の保護者等に対し、「えほんのひろば」をはじめとする読書イベントなどを実施する。 ・子どもたちの読書活動推進に関わる人に対し、読書の重要性や読み聞かせなどの手法を学ぶ研修等を実施し、読書活動の支援人材を養成する講座等を実施する。

■埋蔵文化財を活用した学校教育等の推進

埋蔵文化財に直接触れ、身近に感じることにより、郷土や歴史への興味・関心を引きだす。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財を活用した小・中学校、高校等への出前授業・資料貸出等は年間6件。 ・埋蔵文化財の普及啓発事業の実施件数は年間42件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土や歴史への子どもたちの興味・関心を引き出すための取組みを年間11件以上実施する。 ・埋蔵文化財の普及啓発・情報発信を計画策定時（年間42件）以上実施する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や府立博物館等と連携し、埋蔵文化財を活用した小・中学校、高校等への出前授業や資料の貸出等を行う。 ・市町村等への資料の貸出や展示、埋蔵文化財を紹介する動画コンテンツの作成等を行う。

■世界遺産に関する普及啓発等の促進

大阪が世界に誇る世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値理解を促進し、我が国の郷土への誇りを持ち、歴史や伝統・文化を尊重する心を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する文化財講座等と連携した世界遺産講座、大学等と連携した世界遺産学習会及びPRの実施は10件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産の普及啓発・情報発信を計画策定時（年間10件）以上実施する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」に関するシンポジウムや講座の開催、見学用マップやパンフレット、動画等のコンテンツの作成・更新等を行う。

■文化財の指定・登録等による保存の推進

文化財がもつ価値の発見を通じて、郷土や歴史への理解を深める。

現状 (R4)	目標 (R9)
・大阪府内の文化財の指定件数（国指定・登録、府指定含む）は 2,104 件。	・文化財を次世代に確実に継承し、郷土への誇りや、歴史や伝統・文化を尊重する心をはぐくむ基となるよう、大阪府内指定件数を 2,130 件以上にする。
	進め方 ・市町村と連携し、文化財の価値や重要性に基づき、国指定・登録、府指定等を進める。

▶ 専門人材との連携による支援体制の充実

■ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実

子どもたちや保護者のニーズに対し、専門的な見地から相談支援を行うとともに、教職員と連携し、子どもたちが必要な支援につなぐ。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校においては、スクールカウンセラーをすべての中学校区に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーの配置を完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての中学校区にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施する。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーを配置する。
現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆教職員との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、ケース会議を実施している割合は100%、定期的を実施している割合は24.3%。 ・府立高校においては、ケース会議を定期的を実施している割合は100%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の基礎となる情報共有を徹底するため、ケース会議を定期的を実施する小・中学校については100%とし、府立高校の割合を、引き続き100%を維持する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等を通じた事例の共有等により、教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、支援を行う体制をより強化する。

■子どもたちが抱える問題の把握と支援機関との連携

子どもたちの生命・身体を守り、健やかな成長を保障するとともに、学校における友人や学業関係、いじめなどの様々な悩みを抱える子どもたちが一人で抱え込まないように、きめ細かな実態把握、抱える問題の早期把握・早期発見を進める。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆SNS相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか教育相談の各種相談窓口のうち、子どもを対象に実施しているSNS相談の相談応答件数は、1,279件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象に実施しているSNS相談の相談応答件数を、2,100件以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃よりSNS相談を含む各種相談窓口を教育現場で周知するとともに、各種教育相談を実施することにより、子どもたちの抱える問題を適宜把握し、必要な支援につなぐ。
現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校においては、スクールカウンセラーをすべての中学校区に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーの配置を完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての中学校区にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施する。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーを配置する。

▶運動やスポーツに親しむ機会の拡充

■運動への興味・関心の向上を図るスポーツイベントの実施

子どもたちの運動への興味・関心を高め、運動が「楽しい・好き」と感じることができる運動習慣の定着を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがスポーツに親しめるイベントの参加者へのアンケート結果における肯定的評価は、スポーツ教室では98.6%、EKIDEN大会では100%。 上記イベントへの参加者は、スポーツ教室は128名、EKIDEN大会は275名。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがスポーツに親しめるイベントへの参加者数を計画策定時を超える500名以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> アスリートを指導者として活用するなど、子どもたちにとって魅力あるイベントとするとともに、周知方法を工夫し、参加促進を図る。

▶運動やスポーツによる体力づくりの推進

■小・中学校における国調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善促進

体育の授業、体力づくりなどに関する工夫・改善に取組み、子どもたちの運動習慣や、体力づくりの向上を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定している小・中学校は100%を達成。 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、小学校において、授業等の工夫・改善を行った割合は29.6%、行わないと回答した割合は7.7%²⁹。 中学校において、授業等の工夫・改善を行った割合は49.6%、行わないと回答した割合は9.1%。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動習慣の定着・体力向上につながる授業づくりをめざし、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行わないと回答した小・中学校の割合を0%とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を学校全体で共有し、活用を促す。

29. 回答の選択肢として、「行った」「行う予定」「特定の学年のみ行った」「特定の学年のみ行う予定」「行わない」がある。

■小学校における府独自スポーツテストを踏まえた体力づくりの推進・支援

子どもたちが運動に興味を持ち、楽しく運動しながら自分の強みや弱みを確認できる体力づくりを支援する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4 (2022) 年度に、小学校3・4年生を対象に府独自スポーツテストを17市でモデル実施した。 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点は、小学校5年生男子で51.16点 (全国52.28点)、小学校5年生女子で52.78点 (全国54.31点)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点を全国平均とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校3・4年生を対象に、府独自のスポーツテストを全市町村で新たに実施するとともに、子どもたちがICTを活用することにより、楽しく運動しながら体力向上に取り組むことができるようにする。

▶健康課題への理解を深める健康教育の充実

■小・中学校・府立学校における健康相談や保健指導の充実

子どもたちが心身ともに自ら健康課題を解決し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができる資質や能力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 外部機関と連携し、健康課題について学ぶ教職員向け研修ののべ参加者数は413名。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員がより専門的な知識を持って、子どもたちへの健康相談や保健指導を行うことができるよう、健康課題について学ぶ教職員向け研修ののべ参加者数を800名以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業から講師を招くなど、外部機関と連携し、研修内容の充実を図る。

■依存症対策の充実

子どもたちが依存症について早期から学び、生涯にわたって健康を保持するため、府立学校において、授業・ホームルーム等の時間を活用し、アルコールや薬物等への依存症がもたらす健康被害や社会的影響等について指導を行う。また、大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例の趣旨を踏まえ、ギャンブル等依存症に陥る経緯やギャンブル等依存症がもたらす重大な影響等、ギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解を深めるための予防啓発に取り組む。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
すべての府立高校において、ギャンブル等依存症の予防啓発授業等を実施				
予防教育を目的とした補助教材の活用の促進				

■ 栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実

健全な食生活を実践する知識や態度が養われるよう、栄養教諭を中核とした組織的な取り組みにより、食に関する指導を充実する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校で栄養教諭等による食に関する指導の1校あたりの平均取組回数は年間88.0回。 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校で栄養教諭等による食に関する指導の1校あたりの平均取組回数を年間130回以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の保持・増進に向けて栄養教諭等が集う連絡協議会を開催するなど、組織的な取り組みが実施されるよう促す。

▶ 地域・家庭・学校医等と連携した健康づくりの推進

■ 学校における保健活動の充実

子どもたちが自らの健康を保持増進できるよう、学校・地域・家庭・学校医等が連携し、健康教育をはじめとする学校保健活動を充実する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 保護者を委員とする学校保健委員会を設置し、年1回以上開催した学校の割合は、小学校で78.9%、中学校で71.1%、府立高校で92.4%、府立支援学校で93.5%。 	<ul style="list-style-type: none"> 肥満・痩身、メンタルヘルス、アレルギー疾患、性に関する問題等について、学校・家庭・地域がともに検討や情報共有を行うことができるよう、保護者を委員とする学校保健委員会を年1回以上開催する小・中学校、府立学校の割合を100%とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置率が低い市町村教育委員会や実施をしていない府立学校に対して、担当者会議等において、好事例を示すなどして設置及び開催を働きかける。

基本方針3 将来をみすえた自主性・自立性の育成

(1) 事業の体系

重点取組⑫ | 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 幼児期における学びの質の向上

具体的事業等

幼児教育と小学校教育の円滑な接続

幼児教育の資質向上を担う人材の育成

重点取組⑬ | 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成

重点取組達成のための手法 ▶ 実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育の推進

具体的事業等

小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実<再掲>

小・中学校における将来の進路実現を見据えた校種間連携の促進

府立高校における「総合的な探究の時間」の充実<再掲>

府立高校における希望進路の実現に向けた体験学習の充実

府立支援学校における進路指導の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 社会制度等への意識を高める姿勢の育成

具体的事業等

小・中学校における主体的な社会参画に関する指導の促進

府立高校における社会制度・構造等に関する教育の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 学校部活動の活性化の推進

具体的事業等

府立高校等における部活動での外部人材の活用

府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入

(2) 成果指標

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9
13 [再]	学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合（%）	小 69.2 [73.5]	全国の値以上を達成・維持				
		中 69.2 [76.8]					
24	「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（%）	小 62.7	前年度より増加				
		中 —					
25	府立高校卒業者のうち、就職を希望していた者の就職率（%）	95.3 [97.9]	100%をめざす				
26	府立高校全日制課程の子どもたちの中退率（%）	0.9 [※] [0.6]	全国の値以下を達成・維持				
27	支援学校高等部の卒業者のうち、就職希望者の就職率（%）	94.8	100%をめざす				
28	社会参画に係る実践研究校成果発表会のアンケートで「今後の教育活動に活かすことができる」と回答した参加者の割合（%）	—	90%以上を達成・維持				
29	部活動に対し、肯定的評価をした子どもたちの割合（%）	—	90%以上を達成・維持				

(3) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組⑫ | 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

▶ 幼児期における学びの質の向上

■ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
・ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の子どもたち・教員の交流を実施している小学校の割合は 62.7% *。	・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の子どもたち・教員の交流を実施している小学校の割合を 100% にする。
	進め方 ・ 市町村教育委員会に対して幼稚園教諭、保育士、保育教諭と小学校教員における合同研修等の実施を促す。

■ 幼児教育の資質向上を担う人材の育成

幼稚園や保育園、認定こども園で幼児教育に携わる教職員の資質向上を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
・ 幼児教育アドバイザーの認定者数は、 1,120 人。 ・ 幼児教育アドバイザー認定後のフォローアップ研修の受講者数は、のべ 127 人。	・ 幼児教育の資質向上を担う人材を確保するため、幼児教育アドバイザー認定者数を 1,600 人以上にするとともに、認定後のフォローアップ研修の受講者を、毎年度のべ 200 人以上にする。
	進め方 ・ 幼児教育センターにおいて、幼児教育アドバイザー育成研修及び幼児教育アドバイザーフォローアップ研修を実施する。

▶実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育の推進

■小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実〈再掲〉

小・中学校において、子どもたちが社会に必要な資質・能力を育成する「探究的な学習」が充実するよう、探究活動の実践の機会として「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を実施する。

現状 (R4)	目標 (R6)
<ul style="list-style-type: none"> ・2025年日本国際博覧会協会教育プログラムなどを活用し、府が企画・実施する「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校は64校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府が、「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する学校での活動結果を発表するフォーラムなどを実施し、プロジェクトの成果の普及に努める。

■小・中学校における将来の進路実現を見据えた校種間連携の促進

子どもたちが学びと自己の将来とのつながりを見通し、目標を持って主体的に進路を選択・決定できるよう小・中学校の連携を促進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポートなどを活用し、アンケート結果をもとに子どもたちの自己肯定感や将来を展望する気持ちなどの変化を共有する小・中学校は61.9%※。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の校種間連携を推進し、アンケート結果をもとに子どもたちの変化を共有する小・中学校の割合を75%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区におけるキャリア教育全体指導計画に基づいた取組みの検証・改善、キャリア・パスポートの効果的な活用等について指導・助言等を行う。

■府立高校における「総合的な探究の時間」の充実<再掲>

子どもたちが社会の課題を発見し、解決に向けて取り組む力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・府立高校において、総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な探究の時間の中で、プレゼンテーションや論文発表等のまとめ・表現活動を取り入れている府立高校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府が、教員への情報共有ポータルサイトを活用し、総合的な探究の時間における実践好事例を発信し、各校における取組みを支援する。

■ 府立高校における希望進路の実現に向けた体験学習の充実

子どもたちが勤労観・職業観を醸成し、「社会人基礎力³⁰」をはぐくむことのできる様々な機会を充実する。

現状 (R4)	目標 (R9)
◆キャリア教育 ・府立高校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校数は 25校 [*] 。	・体験学習を充実させるため、府立学校におけるインターンシップや職場見学会等の実施校を 90校以上 とする。
	進め方 ・企業等への訪問による連携先の拡充や、キャリアコーディネーターの活用等を促進する。
現状 (R4)	目標 (R9)
◆学校間連携 ・キャリア・パスポートを活用した中高連携を行っている府立高校の割合は 100% 。 ・「学習を通して、学ぶことの意義や働くことの意義について理解を深めることができた」と回答した府立学校の子どもの割合は 82.1% 。	・キャリア・パスポートを活用した中高連携を行っている府立高校の割合を引き続き 100% にする。 ・「学習を通して、学ぶことの意義や働くことの意義について理解を深めることができた」と回答した府立学校の子どもの割合を 90%以上 にする。
	進め方 ・中学校と高校の校種間連携を強化するため、キャリア・パスポートなどを活用した好事例を収集・発信することで各学校での活用を促す。

30. 「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つの能力（12の能力要素）から構成されており、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として、経済産業省が2006年に提唱したもの。

■ 府立支援学校における進路指導の充実

小学部から高等部までの系統的なキャリア教育を実施するとともに、早期からのキャリア教育や職業教育を充実し、時代のニーズに応じて子どもたちが社会的に自立できる力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業連携等による府立支援学校中学部向けの職場体験実習を令和元（2019）年度から実施。 ・ 府立支援学校中学部において、職場体験実習等を実施する府立支援学校の割合は、48.7%。 ・ 府立支援学校高等部において、子どもたちのニーズに応じた職場実習等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期からのキャリア教育、職業教育を推進するとともに、府立支援学校中学部における職場体験実習等の実施率を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアプランニングマトリクス³¹などを活用する。 ・ 好事例を収集し、すべての府立支援学校において共有を図るとともに、府立支援学校高等部において、企業及び関係機関と連携し、職場実習等の充実を図る。 ・ 教育・福祉・労働等の庁内関係部局の協力体制を強化し、公民連携や地域産業と積極的に連携することで、職場体験実習の受入れ企業を拡充する。 ・ 就労支援研修の改善により、教員の専門性向上・進路指導の充実を図る。

31. 「人間関係形成能力」、「情報活用能力」、「将来設計能力」、「意思決定能力」等の観点で、子どもたちのキャリア発達の段階に応じたはぐくみたい力を示したもの。

■小・中学校における主体的な社会参画に関する指導の促進

子どもたちが生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができる学習活動の実施を促す。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校において、主体的に社会に参画しようとする子どもたちの意識を醸成するために、自主活動や社会参画に係る学習活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会とのつながりを重視した学習を充実させるため、自主活動や社会参画に係る学習活動を実施しようとする学校の割合を90%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践研究校成果発表会における各校の事例や参考資料等の共有を小・中学校に行う。

■府立高校における社会制度・構造等に関する教育の推進

選挙権年齢及び成年年齢の引下げを踏まえ、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> すべての府立高校において、公民科や家庭科、総合的な探究の時間等で、政治的教養をはぐくむ教育や、消費者教育を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民科や家庭科、総合的な探究の時間等で、政治的教養をはぐくむ教育や、消費者教育を行う府立高校の割合について100%を維持する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、社会制度等に関する教育を実施するとともに、外部の専門人材等と連携した取組みを推進する。

■府立高校等における部活動での外部人材の活用


外部人材の活用により、子どもたちや教員にとって望ましい部活動環境を構築し、子どもたちのバランスのとれた心身の成長や社会性、自主性・自立性の育成を促す。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的指導ができる部活動指導員や外部指導者の配置を希望するすべての学校に配置。 ・部活動指導員や外部指導者を配置した学校数は131校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する全ての学校に対し、引き続き部活動指導員等を配置する。
	進め方

■府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入

「部活動のあり方」を見直し、子どもたちの多様な学びの場を確保するとともに、部活動に関する教員の業務負担を軽減するため、複数校での合同部活動を行う「部活動大阪モデル」を推進する。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
「部活動大阪モデル」による合同部活動を推進（令和5（2023）年度時点：府立高校 82 校、 41 ペア）				
				

基本方針4 多様な主体との協働

(1) 事業の体系

重点取組⑭ | 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携

重点取組達成のための手法 ▶多様な人材・資源の活用の充実

具体的事業等

小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実<再掲>

府立高校における大学等との連携

重点取組達成のための手法 ▶チーム学校による見守り・支援体制の構築

具体的事業

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実<再掲>

重点取組達成のための手法 ▶地域とともにある学校づくりの推進

具体的事業等

小・中学校における地域と連携した学校づくりの支援

府立学校における地域に開かれた学校運営の推進

重点取組⑮ | 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進

重点取組達成のための手法 ▶社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

具体的事業等

社会教育委員等に対する学習機会の提供

重点取組達成のための手法 ▶教育コミュニティづくりの推進

具体的事業等

教育コミュニティづくりを担う人材の育成

放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等の実施促進

家庭教育支援の実施促進

重点取組⑯ | 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進

重点取組達成のための手法 ▶分かりやすく・魅力的な広報の拡充

具体的事業等

府立高校の積極的な魅力発信

府立高校におけるスクール・ミッションなどの策定・公表

(2) 成果指標

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9
13 [再]	学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した子どもたちの割合（%）	小 69.2 [73.5]	全国の値以上を達成・維持				
		中 69.2 [76.8]					
24 [再]	「難しいことがあってもあきらめない」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（%）	小 62.7	前年度より増加				
		中 —					
3 [再]	授業に対して肯定的評価をした府立高校生の割合（%）	—	前年度よりも増加				
30	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した小・中学校の子どもたちの割合（%）	小6 70.3 [68.1]	前年度よりも増加				
		中3 68.1 [66.6]					
10 [再]	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもの割合（%）	6.5 [*]	前年度よりも減少				
31	学校と地域が連携した取組みを組織的に行えるようになった小・中学校の割合（%）	54.5	前年度よりも増加				
32	保護者や地域等の方が、学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等によく参加・参加していると回答している小・中学校の割合（%）	95.1	計画策定時（95.1%）以上を維持				
33	社会教育の推進、人材育成を目的とした研修の内容について、肯定的な評価の割合（%）	87.0	90%以上を達成・維持				
34	保護者向け学校教育自己診断における府立学校の情報提供に関する項目における肯定的な意見の割合（%）	82.0 [*]	85%以上を達成・維持				

(3) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組⑭ | 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携

▶ 多様な人材・資源の活用の充実

■ 小・中学校における地域や社会と協働した探究的な学習の充実<再掲>

小・中学校において、子どもたちが社会で必要な資質・能力を育成する「探究的な学習」が充実するよう、探究活動の実践の機会として「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を実施する。

現状 (R4)	目標 (R6)
<ul style="list-style-type: none"> ・2025年日本国際博覧会協会教育プログラムなどを活用し、府が企画・実施する「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校は64校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する小・中学校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府が、「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に参加する学校での活動結果を発表するフォーラムなどを実施し、プロジェクトの成果の普及に努める。

■ 府立高校における大学等との連携

大学等と連携し、府立高校の子どもたちが専門性の高い講義を受けたり、最先端の研究に触れたりすることにより、学ぶことへの意欲・関心を高める。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・大学と教育庁が包括連携協定を締結することなどにより、府立高校における高大連携実施校の割合は79%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立高校における高大連携実施校の割合を毎年増加させる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学との包括連携協定による連携内容を一層充実させるとともに、子どもたちの大学における講義の受講や、各校における大学からの出前授業、大学生による教育活動の支援等を推進する。加えて、専門学校等との連携も推進する。

■**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携等による支援体制の充実**
 <再掲>

子どもたちや保護者のニーズに対し、専門的な見地から相談支援を行うとともに、教職員と連携し、子どもたちを必要な支援につなぐ。

現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校においては、スクールカウンセラーをすべての中学校区に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーの配置を完了。 	<p>・相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての中学校区にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を実施する。 ・すべての府立高校にスクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、希望するすべての府立高校にスクールソーシャルワーカーを配置する。
現状 (R4)	目標 (R9)
<p>◆教職員との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、ケース会議を実施している割合は100%、定期的を実施している割合は24.3%。 ・府立高校においては、ケース会議を定期的を実施している割合は100%。 	<p>・連携の基礎となる情報共有を徹底するため、ケース会議を定期的を実施する小・中学校については100%とし、府立高校の割合を、引き続き100%を維持する。</p> <p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等を通じた事例の共有等により、教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、支援を行う体制をより強化する。

▶地域とともにある学校づくりの推進

■小・中学校における地域と連携した学校づくりの支援

小・中学校において、学校運営協議会等を活用し、地域との情報共有が行われるなど、地域とともにある学校運営体制の構築を促進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会等を活用し、学校と地域が情報共有するようになったと回答した小・中学校の割合が86.0%。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域が情報共有するようになったと回答した小・中学校の割合を100%にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会等での好事例の紹介や情報交換を行うことができるよう、地域とともにある学校づくり連絡会を開催する。

■府立学校における地域に開かれた学校運営の推進

府立学校において、保護者や地域住民のニーズを学校教育、学校運営に反映させる。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域の住民、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他の関係者を構成員とする学校運営協議会をすべての府立学校に設置³²。 すべての府立学校において学校運営協議会を年3回以上開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画における学校運営の基本的な方針の承認や、学校教育自己診断の結果の分析を踏まえた学校運営の評価や意見具申を踏まえた学校運営を推進する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会を引き続きすべての府立学校で毎年3回以上開催する。

32. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律での設置の適用除外となっている、国家戦略特別区域法による公設民営学校（水都国際中学校・高等学校）においては、学校運営協議会に代えて学校評議員を設置している。

重点取組⑮ | 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進

▶社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

■社会教育委員等に対する学習機会の提供

社会教育委員や社会教育に関わる人材の資質向上を図ることにより、地域コミュニティの基盤を支え、多様な主体と連携・協力した地域活動を促進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
・社会教育委員や市町村の社会教育担当者に対する研修を実施。	・社会教育委員等のスキルアップを図り、地域コミュニティの基盤を強化する。
	進め方 ・社会教育委員等に社会教育委員が担うべき役割、社会教育行政の課題や推進方策、地域課題の解決に向け、多様な主体と連携・協力した活動について、協議、学習する研修等を実施する。

▶教育コミュニティづくりの推進

■教育コミュニティづくりを担う人材の育成

子どもたちの学びや成長を支えることができるよう、学校・家庭・地域が連携・協働して行う教育コミュニティづくりを進める。

現状 (R4)	目標 (R9)
・地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、親学習リーダー、訪問型家庭教育支援員、ボランティアなど、教育コミュニティづくりを担う地域人材の育成・定着を図るため、研修や交流会等を実施。	・教育コミュニティづくりを担う地域人材の新たな参画を促し、育成や定着を図る。
	進め方 ・教育コミュニティづくりを担う地域人材を対象とした研修や交流会等を実施する。 ・地域の実態等に応じて、地域組織・NPO・企業・大学等と学校が連携・協働している取組みや、それを支えるネットワークづくりの工夫等の事例を府が収集・発信する。

■放課後等の子どもの体験・交流活動や学習活動等の実施促進

放課後や週末等に、安全で安心な子どもたちの活動場所が確保されるよう、地域における子どもの体験・交流活動や学習活動等である「おおさか元気広場」の実施を促す。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか元気広場」を実施している小学校区は全体の77.0%※。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか元気広場」を実施している小学校区の割合を100%とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を担う地域人材への研修や、協力企業・団体による出前プログラムの提供等を行う。

■家庭教育支援の実施促進

市町村における多様な親学習の機会の提供を促すとともに、家庭教育に不安や悩みを抱え孤立しがちな保護者・家庭への訪問型家庭教育支援の実施を促進する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・大人（保護者）に対する親学習を実施している市町村数は38市町村。 ・訪問型家庭教育支援等を実施している市町村数は18市町村。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人（保護者）に対する親学習を実施している市町村数を41市町村とする。 ・訪問型家庭教育支援等を実施している市町村数を増加させる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で家庭教育を支えることができるよう、資料の提供や実践事例の紹介等を行う。

▶ 分かりやすく・魅力的な広報の拡充

■ 府立高校の積極的な魅力発信

府立高校における学びの魅力や特色について、効果的な情報を発信する。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
民間事業者等のノウハウを活用し、中学生や保護者のニーズに沿った高校情報を発信するウェブサイトの構築				
内容検討・構築		積極的な広報展開		
新たな情報発信方策の検討・実施				

■ 府立高校におけるスクール・ミッションなどの策定・公表

子どもたちの状況や学校の歴史、社会や地域の実情等を踏まえ、各校の存在意義や社会的役割をスクール・ミッションとして改めて定義するとともに、各校が魅力ある教育を実現できるよう、育成をめざす資質・能力等を明確化・具体化するスクール・ポリシーを策定する。あわせて、それらを公表し、広く周知していく。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
スクール・ミッション				
策定完了	公表・周知			
スクール・ポリシー				
策定完了	公表・周知			

基本方針5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

(1) 事業の体系

重点取組⑰ | 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成

重点取組達成のための手法 ▶教育への熱意を持つ豊かな人間性を備えた優秀な人材採用の推進

具体的事業等

選考方法の工夫・改善等による優秀な人材の確保

重点取組達成のための手法 ▶意欲・能力向上のための評価・育成

具体的事業等

教職員の評価・育成システムの円滑な実施と優秀な教職員の表彰

重点取組達成のための手法 ▶指導力・組織体制に関する継続的な改善

具体的事業等

教員の人権感覚や人権意識の育成

教員研修の充実

指導が不適切な教員への改善等に関する対応の実施

重点取組⑱ | 経営感覚を持った学校組織づくりの推進

重点取組達成のための手法 ▶PDCAサイクルによる学校経営の充実

具体的事業等

府立学校における経営計画に基づく学校運営の推進

府立学校における校長マネジメントの強化

重点取組達成のための手法 ▶マネジメント能力等に秀でた人材の管理職への登用促進

具体的事業等

民間等の優れた人材の校長への任用

重点取組達成のための手法 ▶学校経営を支える将来の管理職やミドルリーダーの育成

具体的事業等

府立学校の教職員の育成の支援

人事異動等による教職員のキャリア形成・能力の向上

次世代の管理職育成を見据えた首席・指導教諭への積極的な登用

重点取組⑲ | 教職員の働き方改革の推進

重点取組達成のための手法 ▶時間外在校等時間の縮減等による子どもたちと向き合う時間の確保

具体的事業等

規則等に定める時間外在校等時間の遵守

有給休暇の取得促進

部活動のあり方に関する研修会の実施

府立高校等における部活動での外部人材の活用<再掲>

府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入<再掲>

重点取組達成のための手法 ▶校務におけるICT活用環境の充実

具体的事業等

府立学校の校務におけるICT環境の充実

(2) 成果指標

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9	
35	教員採用選考テストによる採用倍率（倍）	4.3 （大阪府以外の近畿地域の 平均値 4.6）	近畿地域の平均値以上の達成・維持					
36	保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合（%）	80.2 [※]	80%以上を維持					
37	教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合（%）	77.9 [※]	80%以上を達成・維持					
38	府立高校全日制課程の教員の年間1人当たりの平均時間外在校等時間数（時間）	410.7 [※]	360時間以内を達成					
39	年間時間外在校等時間が360時間を超える教員数 ³³ （名）	5,246 [※]	前年度よりも減少					

33. 子どもたちなどに係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の特例的上限時間の適用者を含む。

(3) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組⑰ | 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成

▶教育への熱意を持つ豊かな人間性を備えた優秀な人材採用の推進

■選考方法の工夫・改善等による優秀な人材の確保

選考方法の工夫・改善等により、熱意と資質を備えた優れた人材を確保する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none">・毎年度、教員採用選考テストの選考方法等を工夫・改善。・年間を通じて、大阪の教育現場の魅力を教員志願者に直接届ける広報活動を実施。	<ul style="list-style-type: none">・熱意と資質を備えた優れた人材を確保する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5（2023）年5月頃に見込まれる国の議論の結果も踏まえ、9月を目標に令和7（2025）年度教員採用選考テストの選考時期の前倒しを検討するなど、幅広く受験者を確保する観点から、選考方法の工夫改善等を行う。・教員養成課程を有する大学等への個別訪問や、現役教員をパネラーに迎えた受験説明会の開催等、年間を通じて教員志願者への広報活動を実施。

■教職員の評価・育成システムの円滑な実施と優秀な教職員の表彰

評価・育成システムの円滑な実施や業績をあげた教職員等の表彰により、教職員が自らの意欲・資質能力を一層高めることを促し、学校の教育活動をはじめとする様々な活動を充実させるとともに、学校や校内組織を活性化させる。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のやる気と能力の向上を図るとともに、がんばった教員が報われるよう、評価・育成システムを実施。 ・教職員の育成や評価が適正かつ円滑に実施されるよう、スキル向上研修を育成（評価）者等に対して実施。 ・業績をあげた教職員個人や学校、校内組織等を優秀教職員等表彰として毎年度表彰しており、令和4（2022）年度における受賞者は30名4団体。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教職員が自らの意欲と資質能力を一層向上させる。
	<p style="text-align: center;">進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を設定する評価・育成システムを実施する。 ・子どもたちや保護者による授業に関する評価を含め、教員の職務遂行状況を的確に把握し、指導・助言や面談を実施する。 ・教職員の実績や発揮された能力が適正に評価されるとともに、育成（評価）者の育成スキルを向上させるための研修を実施する。 ・優秀教職員等表彰を実施するとともに、表彰された教職員等の活躍を広く周知する。

■教員の人権感覚や人権意識の育成

教員の人権に関する理解を深め、子どもたちに対する重大な人権侵害である体罰やセクシャル・ハラスメントなどが起こることがないようにする。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する理解を深める教員向け校内研修を実施している府立学校の割合は100%。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内人権研修を実施する府立学校の割合について、引き続き100%を維持する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教職員人権研修ハンドブック」を随時見直し、初任者及び府立学校に配付するとともに、「教職員人権研修ハンドブック」などの積極的な活用を推進することにより、研修内容の充実を図る。

■教員研修の充実

子どもたちに「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成できるよう、教員の指導力を向上させる。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> 希望制の各教科授業力向上研修に参加した教員数は789名。 	<ul style="list-style-type: none"> 希望制の各教科授業力向上研修に参加した教員数を840名以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導が行えるよう、教員のキャリアなどに応じた授業づくり研修の内容等を充実させる。

■指導が不適切な教員への改善等に関する対応の実施

知識や指導方法、その他教員として求められる資質・能力に課題があるなど「指導が不適切である」と思われる教員に、継続的な指導や研修を行うなど厳正な対応を行うことにより資質の向上を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・「指導が不適切である」と思われる教員に対し、教員評価支援チームによる学校訪問・授業観察を実施し、校長の教員育成を支援。 ・支援を行っても改善が不十分な場合は、「指導が不適切である教員」の認定を行い、指導改善研修を実施し、なお改善が見られない場合は、府教育委員会が免職その他の必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「指導が不適切である」と思われる教員に対し、早期に適切な対応を行う。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立学校長・市町村教育委員会からヒアリングを行い「指導が不適切である」と思われる教員を把握するとともに、教員評価支援チームによる支援、指導改善研修等を行う。

▶PDCAサイクルによる学校経営の充実

■府立学校における経営計画に基づく学校運営の推進

PDCAサイクルに基づく計画的な学校経営や教育活動を進めるために、全ての府立学校において、学校教育自己診断や学校運営協議会からの意見を踏まえて、学校経営や教育活動に関する評価や検証、改善を行う。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 全ての府立学校において、中期的な目標（3か年）を設定した上で、毎年度、重点目標を明確にした「学校経営計画」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> PDCAに基づく計画的な学校運営や教育活動が行われるよう支援する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会による学校運営の評価や意見具申を踏まえて学校経営や教育活動の評価や検証、改善を行うとともに、学校経営計画の策定に際し、府が校長・准校長に対して、学校の課題を踏まえて取組みや成果指標について指導・助言を行う。

■府立学校における校長マネジメントの強化

校長・准校長の責任と権限において執行できる予算を配当することで、校長マネジメントの強化を図る。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画における目標達成割合は78.7%*。 学校経営計画の実現に向け、全ての府立学校に対し、予算を配当することにより支援。 教育目標の達成に向けて、特に高い効果が期待できる事業計画を提案する学校に対しては、別途予算を配当することにより、支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画における目標達成割合を80%以上とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の魅力化に取り組むために要する経費や、中学生等に対する広報充実のための経費等、校長・准校長の責任と権限において執行できる予算を配当することで、引き続き支援を行う。

■ 民間等の優れた人材の校長への任用

府立学校条例に基づき、府立学校長については原則として公募による任用を行うとともに、市町村には幅広く優れた人材を任用するよう働きかけ、民間等で培った柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕を生かした学校運営を進める。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立学校においては、原則公募により校長を任用。令和4（2022）年度当初人事においては、6名を民間人から任用。 ・ 民間人からの応募は61名。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募等により優れた人材を幅広く確保する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動として、募集ポスターの掲示、チラシの配架、SNSの活用により募集告知を行うとともに、経済団体にも働きかける。 ・ また、公募説明会でのパネルディスカッションや公募案内サイトや動画配信サービスでのインタビュー動画の掲載、校長ブログによる日々の情報発信等、実際に任用された学校長の取組みのPRを通じて、学校長としてのやりがいや魅力の発信等を実施する。 ・ 民間等から任用された校長に対しては、着任時から公立学校長として学校現場で活躍できるよう、着任前の3カ月間、校長の業務や学校運営に係る実践的な講義や実地研修等を実施するとともに、着任後も、校長連絡会の開催等を通じて、日常的な相談への対応や必要な支援を実施する。

■府立学校の教職員の育成の支援

府立学校において、教職員の育成を支援し、組織力の向上及び学校経営の円滑化を図る。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・年間3～5校に対し、府の「育成支援チーム」を派遣し、ミドルリーダーの育成を目的とした教職員向けの校内研修を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダーのみならずあらゆる教職員を対象とした教職員向けの校内研修支援を、5校以上に対して実施する。 ・全校の教職員の育成を支援し、組織的な学校運営を促進する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「育成支援チーム」を派遣するとともに、その校内研修支援の成果を広く共有する。

■人事異動等による教職員のキャリア形成・能力の向上

府立学校の学科間や課程間、他の市町村、他府県、大阪教育大学附属学校等で、異なる教育課題や教育システムなどを学ぶ機会を提供する。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・採用後初めての異動時期となる新任4～6年目で実際に異動した小・中学校教員のうち、他市町村等へ人事異動、人事交流している者は17.1%。 ・新任4～6年目で実際に異動した府立学校教員のうち、学科間や課程間異動等をしている者の割合は47.9%（支援学校の障がい種別間異動を含めると59.8%）。 ・7年目以上の教員等についても、上記方針をふまえ、学科間や課程間、他市町村等への人事異動、人事交流を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任4～6年目の教員の学科間や課程間、他市町村等への人事異動、人事交流を積極的に行い、計画策定時と同程度を維持する。 ・新任7年目以降の教員等についても、上記目標をふまえ、計画的な人事異動、人事交流を実施、促進する。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校においては、市町村教育委員会における計画的な人材育成の取組みを促進するとともに、「Challenge」人事交流のさらなる活用を促進。 ・府立学校においては、原則、新規採用後、複数の異なるタイプの学校での勤務を経験させるなど、計画的な人事異動及び人事交流を実施。

■次世代の管理職育成を見据えた首席・指導教諭への積極的な登用

様々な変革に対応する学校組織づくりを担う管理職を将来にわたって確保する。

現状（R4）	目標（R9）
<p>・「大阪府教員等研修計画」に基づき、大阪府教員等育成指標で定めるキャリアステージに応じた研修体系を整備し、府立学校長や市町村教育委員会からの推薦者を対象に、将来の管理職として必要な資質や能力の向上を図る研修を実施。</p>	<p>・首席・指導教諭として活躍が期待される人材を発掘し、積極的に任用する。</p>
	<p>進め方</p> <p>・府立学校長や市町村教育委員会に対し、ミドルリーダーとして校内外の組織を横断して活躍が期待される人材を首席や指導教諭へ積極的に推薦するよう、学校訪問や人事ヒアリング、人事担当者会議等の機会を捉えて働きかける。</p>

▶ 時間外在校等時間の縮減等による子どもたちと向き合う時間の確保

■ 規則等に定める時間外在校等時間の遵守

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等に定める時間外在校等時間の遵守について、周知徹底するとともに、時間外在校等時間が極めて多い教員数を減少させる。

現状 (R4)	目標 (R9)
・既にいくつかの学校で導入されているグループウェアを活用するなどの校務運営の効率化の取組みについて、 10項目³⁴ を定め、各府立学校で実施されるよう促進。	・校務運営の効率化 10項目 に取り組む学校の割合を 100% にする。
	進め方 ・各府立学校に対する通知等を行い、各府立学校で校務運営の効率化 10項目 が継続して実施されるよう働きかける。

■ 有給休暇の取得促進

教職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざす。

現状 (R4)	目標 (R9)
・府立学校教職員の年次有給休暇の平均取得日数は 16日 。	・府立学校教職員の年次有給休暇の平均取得日数を計画策定時（ 16日 ）以上とし、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現の一助とする。
	進め方 ・業務の効率化や時間外縮減に取り組む府立学校を増加させるとともに、積極的な有給休暇の取得を奨励する。

34. ①会議資料ペーパーレス化・事前提出のルール化、②連絡、資料配布・説明の電子化、③職員間共有事項の電子掲示板化、④職員間の予定共有、⑤ICT 機材の一括管理、⑥時間外の外線電話の受付中止、⑦欠席連絡の効率化、⑧生徒アンケートの電子化、⑨保護者への文書配布のデジタル化、⑩学校閉庁日の拡大（夏季「連続5日以上」、冬季「連続6日以上」）

■部活動のあり方に関する研修会の実施

働き方改革を踏まえ、部活動の地域移行をはじめとする部活動改革の進め方や、部活動のあり方について検討を行う。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員及び部活動指導員の資質と指導力の向上を図る「部活動の在り方に関する研修会」の機会を活用し、部活動の地域移行に係る情報や好事例を共有。 ・地域移行に関するモデル事業は2市が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行に関する検討会の設置や部活動の地域移行に関するモデル事業を実施し、部活動の地域移行について検討を行った市町村を100%にする。
	進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・「部活動の在り方に関する研修会」を年2回実施し、部活動の地域移行等に係る情報や好事例を引き続き共有する。

■府立高校等における部活動での外部人材の活用<再掲>


外部人材の活用により、子どもたちや教員にとって望ましい部活動環境を構築し、子どもたちのバランスのとれた心身の成長や社会性、自主性・自立性の育成を促す。

現状（R4）	目標（R9）
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的指導ができる部活動指導員や外部指導者を配置した学校数は131校。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや教員にとって望ましい部活動環境を構築する。
	進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な技術指導力を備えた指導者が必要な府立高校等に専門的指導ができる部活動指導員や外部指導者を効果的に配置する。

■府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入<再掲>

「部活動のあり方」を見直し、子どもたちの多様な学びの場を確保するとともに、部活動に関する教員の業務負担を軽減するため、複数校での合同部活動を行う「部活動大阪モデル」を推進する。

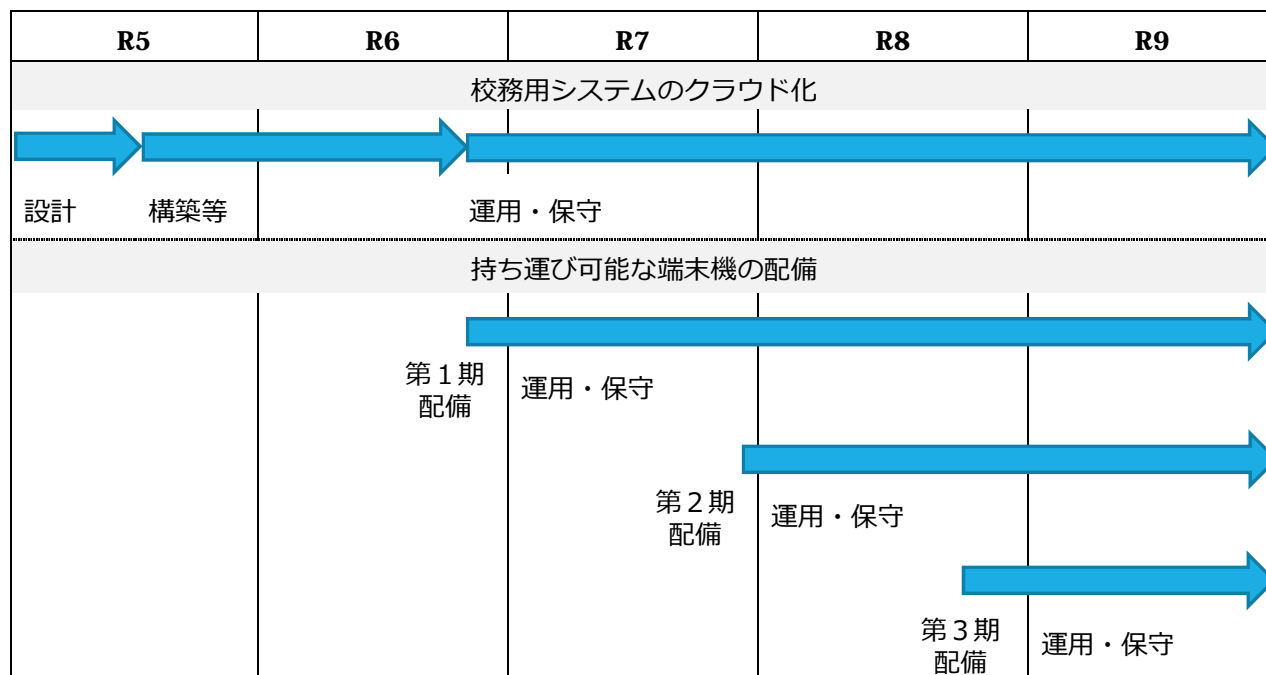
【今後のスケジュール】

R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
「部活動大阪モデル」による合同部活動を推進（令和5（2023）年度時点：府立高校 82 校、 41 ペア）				
				

■府立学校の校務におけるICT環境の充実

教員の負担軽減に加え、子どもたちと関わる時間の一層の確保等に資するよう、校務用システムのクラウド化や持ち運び可能な端末機の配備等、校務におけるICT環境を充実する。

【今後のスケジュール】



基本方針 6 学びを支える環境整備

(1) 事業の体系

重点取組⑳ | 施設等の計画的な整備の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 府立学校施設等の老朽化対策の計画的な実施

具体的事業等

府立学校における施設長寿命化整備方針による施設等整備の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 在籍者数の増加にあわせた支援学校等の環境整備

具体的事業等

府立支援学校における特別支援学校設置基準等を踏まえた教育環境の充実

府立支援学校におけるバス通学の充実

医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進

<再掲>

重点取組㉑ | 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保

重点取組達成のための手法 ▶ 災害をはじめ様々な危機管理事案に対応できる体制の確立等

具体的事業等

地域と連携した避難訓練の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 学校内外における安全対策の推進

具体的事業等

外部機関との連携等による交通安全教育の推進

(2) 成果指標

No.	項目	現状	R5	R6	R7	R8	R9
4 [開]	学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合 (%)	84.6 [※]	前年度よりも増加				
8 [開]	校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合 (%)	—	30	35	40	50	60
40	学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数 (件)	5	0件				

(3) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組⑳ | 施設等の計画的な整備の推進

▶ 府立学校施設等の老朽化対策の計画的な実施

■ 府立学校における施設長寿命化整備方針による施設等整備の推進

府立学校施設長寿命化整備方針³⁵に基づき、子どもたちや教職員が安全・良好な環境のもとで学び、働くことができるよう、学校・棟単位での計画的な改修や学習環境の改善に取り組む。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
策定した事業実施計画（第1期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）に基づく 老朽化した施設等の整備				
長寿命化の計画的な実施				
学習環境の改善				
普通教室等の空調設備の更新（高校） 特別教室への空調設備の設置（支援学校） 体育館への空調設備の設置（高校・支援学校）				
計画的な学習環境の改善に向けた検討				

35. 府立学校の老朽化対策として「長寿命化・予防保全」「適正配置・有効活用」の2つを柱とした施設整備の方針。

■府立支援学校における特別支援学校設置基準等を踏まえた教育環境の充実

知的障がいのある子どもたちの増加やそれに伴う教室不足の状況、国が新たに制定した特別支援学校設置基準（令和3（2021）年文部科学省令第45号）を踏まえ、特別支援学校設置基準の適合や教室不足の解消のために、新校整備等をはじめ、必要となる教育環境を確保する。

【今後のスケジュール】

R5	R6	R7	R8	R9
もと西淀川高校を活用した新校整備				
→	★ 開校			
生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転・併設整備				
→				★ 開校
豊能地域・大阪市北東部における閉校した高校等を活用した新校整備（2校程度）				
→				
設置基準の適合や教室不足の解消のために必要となる学校整備等の検討（5校程度）				
→				

■府立支援学校におけるバス通学の充実

府立支援学校に在籍する子どもたちの障がいの状況等が重度・重複化、多様化している状況等を踏まえ、長時間乗車による子どもたちの負担を軽減する。

現状（R4）	目標（R9）
<p>・60分を超える乗車時間を要する子どもたちの割合は2.3%。</p>	<p>・60分を超える乗車時間を要する子どもたちの割合を計画策定時（2.3%）より減少させる。</p>
	<p>進め方</p> <p>・乗車時間短縮を考慮したコース編成への見直しを毎年度行うことに加え、新校整備等による教育環境の確保を図りながら、有料道路の活用等の対策を行う。</p>

■ 医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進〈再掲〉

医療的ケアを必要とする子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、府立学校の教職員の理解を深めるとともに、小・中学校での受け入れ体制の整備を促進する。

現状（R4）	目標（R9）
<p>◆小・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な子どもたちが就学したことのある市町村は36市町村。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な子どもたちが就学した市町村の数を計画策定時（36市町村）よりも増加させる。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な子どもたちが安心して小・中学校へ就学することができるよう、府が市町村教育委員会の取組みへの補助や看護師配置への支援を行う。
現状（R4）	目標（R9）
<p>◆府立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立学校においては、医療的ケアを必要とする子どもたちへの配慮事項等を教職員が共有。 ・医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会を設置し、すべての教職員に対して、医療的ケアに係る制度の理解を促し、校内の実施体制等を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校に対し、看護師の配置等を行う。とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年2回以上実施し、すべての教職員の理解を深める。

▶災害をはじめ様々な危機管理事案に対応できる体制の確立等

■地域と連携した避難訓練の推進

自然災害等を想定した実践的な避難訓練を行うことで、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するため、地域と連携した自然災害を想定した避難訓練の実施率は、小学校が53.2%、中学校が19.9%、府立高校が49.7%、支援学校が76.1%。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域と連携した自然災害を想定した避難訓練を実施する学校の割合を小学校は70%以上、中学校は50%以上、府立高校は60%以上、支援学校を90%以上にする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会及び府立学校に対して、他市町村や他校の取組みの好事例を発信するなどの働きかけを行う。

■外部機関との連携等による交通安全教育の推進

子どもたちが自他の生命の尊重の基本理念に立って、身近な交通環境における様々な危険に気づいて、的確な判断の下に安全に行動できる態度や能力を育成する。

現状 (R4)	目標 (R9)
<ul style="list-style-type: none"> ・外部機関と連携し、子どもたちの通学状況に応じた交通安全教室を実施した学校の割合は小学校が77.3%、中学校が46.5%、府立高校が30.2%、支援学校が38.5%。 ・子どもたちを取り巻く交通環境を踏まえた交通安全教育がすべての小・中学校、府立学校で実施されるよう、資質と指導力の向上を図る研修に参加した教職員の数は57名。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学時の事故を未然に防ぐため、子どもたちの通学状況に応じ、外部機関と連携した交通安全教室を実施した学校の割合を小学校が90%以上、中学校が60%、府立高校が50%、支援学校が50%以上とする。
	<p>進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会及び府立学校に対して、他市町村や他校の取組みの好事例を発信するなどの働きかけを行う。 ・研修参加を促すため、市町村教育委員会及び府立学校に対して、担当者会議等の場を活用し、啓発活動を行う。

基本方針 7 私立学校の振興

(1) 事業の体系

重点取組② | さらなる特色・魅力づくりへの支援

重点取組達成のための手法 ▶私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援

具体的事業等

私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援の実施

重点取組③ | 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障

重点取組達成のための手法 ▶私立高校生等を対象とした授業料無償化制度の実施

具体的事業等

私立高校生等を対象とした授業料無償化制度による支援の実施

第2次計画に示しているように、府内の各私立学校は、建学の精神に基づき、独自の教育を実践することで、それぞれの特色や魅力づくりを行うとともに、大阪の教育力の向上のために大きな役割を果たしています。私立学校の取組みについては、参考指標とし、毎年度実績のみを確認することとします。

※ [] 内の数値は全国の数値

参考指標の項目	現状
子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園等の割合 (%)	補助対象園の 83.0
私立高校3年間の学校生活や、私立高校での教育内容等に関して満足と回答した保護者の割合 (%)	—
私立高校の教員が信頼できると答えた子どもたちの割合	67.1
私立高校全日課程の子どもたちの中退率 (%)	0.9 [1.0]
私立高校卒業生(全日課程)の大学進学率 (%)	76.0
私立高校卒業生のうち、就職希望者の就職率 (%)	93.6 [97.4]
専修学校卒業生の関係分野就職率 ³⁶ (%)	63.8 [69.8]
私立幼稚園、小学校、中学校、高校における財務情報の公表率 (%)	幼 92.8 小 100 中 100 高 100
私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校における自己評価の公表率 (%)	幼 96.7 小 100 中 100 高 100 専 87.2
私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校における学校関係者評価の公表率 (%)	幼 87.8 小 94.1 中 98.4 高 97.9 専 78.5
私立学校の耐震化率 (%)	幼 94.2 小 100 中 100 高 92.0 専 97.5

36. 関係分野就職率:専修学校卒業生のうち、各生徒が履修した分野(8分野)に就職した者の割合。

(2) 重点取組に紐づく具体的事業等

重点取組② | さらなる特色・魅力づくりへの支援

▶ 私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援

■ 私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援の実施

府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校等が、それぞれの建学の精神に基づき、特色・魅力ある教育を実践できるようにするとともに、公私をあわせた大阪の教育力向上を図る。

現状 (R4)	進め方
<ul style="list-style-type: none">・各学校園がそれぞれの建学の精神に基づき、特色・魅力のある教育を実践できるよう、補助金による支援を実施。・大阪の教育力の向上を図るため、公立と私立が連携し、互いの資源やノウハウなどを活用した取組みを実施。	<ul style="list-style-type: none">・各学校園が特色・魅力ある教育を行うことができるよう支援するとともに、公私が連携し、大阪の教育力向上を図る。

重点取組③ | 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障

▶ 私立高校生等を対象とした授業料無償化制度の実施

■ 私立高校生等を対象とした授業料無償化制度による支援の実施

子どもたちが、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するとともに、大阪の教育力の向上を図るため、私立高校等の授業料無償化制度による支援を行う。

現状 (R4)	進め方
<ul style="list-style-type: none">・私立高校等の授業料無償化制度を実施し、経済的理由を問わない自由な学校選択を支援。	<ul style="list-style-type: none">・私立高校等の授業料無償化制度の効果検証を行いながら、制度の適切な運営に努める。